

写

## 命 令 書

大阪市北区天神橋一丁目13番15号大阪グリーン会館内

申立人 全国一般労働組合大阪府本部  
代表者 執行委員長 山田 明

大阪府貝塚市半田464番地

申立人 全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合  
代表者 執行委員長 川端 裕史

大阪府岸和田市岸之浦町1番地の2

被申立人 岸和田市貝塚市清掃施設組合  
代表者 管理者 野口 聖

上記当事者間の平成18年(不)第56号事件について、当委員会は、平成21年1月14日及び同月28日の公益委員会議において、会長公益委員高階叙男、公益委員米澤広一、同井上隆彦、同宇多啓子、同大野潤、同中川修、同前川宗夫、同松尾精彦、同松川滋、同八百康子及び同山下眞弘が合議を行った結果、次のとおり命令する。

### 主 文

- 1 被申立人は、申立人全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合から平成18年7月26日付けで申入れのあった団体交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人全国一般労働組合大阪府本部及び同全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合に対し、下記の文書を手交しなければならない。

記

年 月 日

全国一般労働組合大阪府本部

執行委員長 山田 明 様

全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合

執行委員長 川端 裕史 様

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 野口 聖

当岸和田市貝塚市清掃施設組合が、貴全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合からの平成18年7月26日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

3 その他の申立ては棄却する。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 団体交渉応諾
- 2 組合事務所の貸与
- 3 謝罪文の掲示

### 第2 事案の概要

#### 1 申立ての概要

地方自治法に基づく一部事務組合である被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合は、清掃工場を移転し、新築するのに伴い、新清掃工場の運転管理業務の委託を一般競争入札により決定することにし、昭和49年度から被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合との随意契約により旧清掃工場でのごみ焼却等の業務を受託していた申立外株式会社協和メンテナンスは、上記入札に参加したものの落札することができず、旧清掃工場で働いていた同社の従業員を全員解雇した。

本件は、①旧清掃工場で働いていた申立外株式会社協和メンテナンスの従業員で組織された申立人全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合が、被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合に対し、組合員の直接雇用等に関する団体交渉を申し入れたが、被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合が、労働組合法上の使用者ではないとしてこれに応じなかったこと ②被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合が、申立人全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合に対し、旧清掃工場内の組合事務所の退去を求めたこと、がそれぞれ不当労働行為に当たるとして申し立てられた事件である。

#### 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

##### （1）当事者等

ア 被申立人岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「施設組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、じん芥処理場の設置及び管理並びにじん芥処理に関する事務を共同処理するために、岸和田市及び貝塚市によって設立された地方自治法に基づく一部事務組合である。

イ 申立人全国一般労働組合大阪府本部（以下「本部」という。）は、肩書地に事務

所を置き、主として大阪府内の事業所において勤務する労働者で構成されている労働組合であり、その組合員数は本件審問終結時約1,900名である。

ウ 本部の下部組織である申立人全国一般労働組合大阪府本部協和メンテナンス岸貝労働組合（以下「岸貝労組」という。）は、肩書地に事務所を置き、申立外株式会社協和メンテナンス（以下「協和」という。）の従業員であって、施設組合の清掃工場で勤務していた者で構成されている労働組合であり、その組合員数は本件審問終結時8名である。

エ 申立外協和は、神戸市灘区に本店を置き、環境衛生設備の維持・管理等を行うことを業とする株式会社である。なお、協和は、大阪府貝塚市半田464番地の施設組合の清掃工場（以下「旧工場」という。）の中に岸貝事業所を置いていた。

## （2）本件不当労働行為救済申立てに至る経緯について

ア 施設組合に対する団体交渉申入れと協和による組合員の解雇等について

（ア）昭和49年から平成18年10月まで、施設組合と協和は、単年度ごとに、随意契約（競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式）で、旧工場におけるごみ焼却等に関する業務委託契約を締結していた。

（甲66から甲76まで、乙2から乙5まで）

（イ）施設組合は、旧工場の老朽化、公害対策等を理由として、大阪府岸和田市の埋立地にクリーンセンター（以下「新工場」という。）を建設して、平成18年11月に旧工場から新工場に移転することとし、その運転管理業務の委託先を、随意契約ではなく、総合評価一般競争入札（一般競争入札（契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式）により支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から最低価格落札方式により難しいものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式）により決定することとした。

（甲16、甲17、乙6、証人太田正和）

（ウ）平成18年7月26日、岸貝労組は、施設組合に対し、①協和従業員の旧工場での労働実態が派遣労働に該当することの確認、②施設組合が、協和従業員に対して雇用契約申込義務があることの確認、③「申し入れの主旨」を理解すること等を求め、団体交渉（以下「団交」という。）の申入れ（以下「18.7.26団交申入れ」という。）を行ったが、同年8月2日、施設組合は、岸貝労組に対し、労働組合法（以下「労組法」という。）による使用者には当たらないとして団交に応じない旨回答した。

(甲38、甲39)

(エ) 平成18年10月16日、施設組合及び協和はそれぞれ、大阪労働局長から、施設組合と協和とのごみ焼却等に関する業務委託契約により行われている業務であっても、労働者派遣事業に該当するものであって、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に違反しているとして、是正指導書（以下「18.10.16指導書」という。）の交付を受けた。

(甲37)

(オ) 平成18年10月17日、岸貝労組は、施設組合に対し、18.10.16指導書に関することも団交事項に含めるとして団交の申入れ（以下「18.10.17団交申入れ」という。）を行ったが、同月27日、施設組合は、使用者には当たらないとして、団交には応じない旨回答した。

(甲48、甲49)

(カ) 平成18年10月27日、施設組合は、協和に対し、新工場の運転管理業務委託に関する総合評価一般競争入札の結果について、落札業者とならなかった旨通知した。

(甲28)

(キ) 平成18年10月30日、協和は、旧工場で就労していた全従業員に対し、新工場の運転管理業務委託を落札できなかったとして、解雇する旨通知した。

(甲29)

イ 岸貝労組による旧工場内の食堂の使用等について

(ア) 岸貝労組は、昭和49年頃から、旧工場の管理棟1階にある食堂の一部を、組合事務所として使用していた。

(甲380、甲382、甲386、当事者川端裕史)

(イ) 平成18年8月31日付けで、岸貝労組は、施設組合に対し、同年11月の施設組合移転後も、旧工場の食堂の一部を組合事務所としてを使用する旨の申入れを行ったが、同年9月8日、施設組合は、使用者ではないことに加え、協和との業務委託契約は同年10月末をもって終了するとして 申入れを受け入れられない旨回答した。

(甲41、甲44、)

(ウ) 平成18年10月27日、施設組合は、岸貝労組に対し、協和に対して組合活動等のために施設組合の施設を貸与した事実はないとして、組合旗、のぼり等の撤去を求めるとともに、食堂からの退去を求めた。

(甲50)

ウ 平成18年11月15日、本部及び岸貝労組は、当委員会に対し、施設組合が、①18.7.26団交申入れに応じなかったこと、②組合事務所の退去を求めたことが不当労働行為に当たるとして、不当労働行為救済申立て（平成18年(不)第56号事件。以下「本件申立て」という。）を行った。なお、本件申立て時、岸貝労組の組合員数は、23名であった。

(甲386)

### 第3 争 点

1 施設組合は、組合員の労組法上の使用者に当たるか。

(1) 申立人の主張

ア 協和と施設組合とは、約37年間にわたり、旧工場のごみ焼却等業務委託契約を更新し続けてきた関係にあって、協和の従業員である岸貝労組の組合員と施設組合との間には、直接の労働契約関係はないが、施設組合は、協和の従業員を自らの労働者と同様に指揮・命令し、支配・従属関係を築いてきた。

イ まず、協和の従業員の労働条件等の決定の面からみると、次の(ア)から(エ)までのとおり、施設組合は、協和の従業員の①採用、②業務の遂行に当たっての人員配置等、③給与等及び④労働時間等について、施設組合の職員と何ら変わらない程度に支配・決定している。

(ア) 協和の従業員の採用については、協和が面接を行ったり、採用時期を決定していたが、施設組合は、協和に対し、施設組合が不相当と認める従業員の変更を求めることができたし、協和の従業員に欠員が出ると、協和は、施設組合のあっせんで欠員を補充するのが慣例になっていたのであって、協和の従業員の採用については、施設組合が実質的な決定権限を持っていたのである。

(イ) 協和は、施設組合に対し、従業員の名簿、班編成、人員等についての計画書、正副現場代理責任者等の届出を提出しなければならないことになっており、実際に、各従業員の生年月日、学歴、資格、本籍、現住所等が記載された名簿、班編成、人員配置を記載した人員編成表又は焼却業務編成表を、各従業員の同意なく提出し、施設組合は、これらを受領していた。また、施設組合の関与により、協和の従業員の配置換えがなされたこともあった。このように、施設組合は、協和の人員配置等に関して現実的かつ具体的に決定していたのである。

(ウ) 協和が施設組合に提出する委託料の見積書には、物件費、管理費と並んで人件費について、協和の従業員の給料、賞与、福利厚生費の内訳まで記載することとされており、施設組合から協和へ支払われる委託料は、主に協和の人件費によって決定されていた。また、施設組合の職員の給与は人事院勧告に従っていたところ 協和の従業員の給与についても人事院勧告に従っているのが実情

であり、実際にも、協和の従業員の給与、昇給及び一時金の実績は、施設組合のそれらと完全に連動していた。また、岸貝労組は、給与の決定に関し、施設組合に対して要望書を提出し、施設組合との協議を行ったりして協和の従業員の要望を伝え、他方、施設組合は、その要望に応じる形で協和に対する委託料を引き上げ、その結果、協和従業員の給与及び一時金が引き上げられていたのである。このように、協和の従業員は、その給与等の決定の面でも施設組合の職員と全く同じ扱いを受けていたのである。

(エ) 毎日3交代制による24時間業務遂行などの協和の従業員の労働時間や休日は、施設組合と協和との契約の内容として施設組合からの要請に応じて決められることになっていた。協和の従業員の各班の週ごとの勤務編成は、施設組合の職員と協和の従業員とで毎週1回行われる「技術会議」において、施設組合が提出する「週間予定表」をもとに決定され、これに伴い各班に所属する協和の従業員の労働時間や休日も自動的に決まる仕組みになっており、前記(イ)のとおり、班編成等の協和の人員配置等に関して現実的かつ具体的に決定権を有する施設組合が、結局、個々の協和の従業員の労働時間や休日を決定していたことになる。また、協和は、施設組合に対し、協和従業員の出退表を提出することとされており、施設組合が、協和の従業員の労働時間や勤怠を管理していたことは明らかである。

ウ 施設組合の旧工場におけるごみ焼却等の業務は、協和の従業員によって担われてきたものであって、施設組合が、協和の従業員に対し、指揮命令を行っていたことは、次の(ア)から(コ)までからも明らかである。

(ア) 施設組合と協和とのごみ焼却等業務委託契約書では、協和は、作業を実施するに当たっては、施設組合の指示に従うことが義務付けられており、協和の従業員は、常時施設組合の指揮・命令に組み込まれていた。

(イ) 協和の現場責任者は、夜間や休日には常駐しておらず、施設組合が現場責任者を介して協和の従業員に指示をしようにもその場にはいないことが多かった。

施設組合が作成した災害時の連絡体制に関する書面には、施設組合の職員の自宅と携帯電話の番号が記載され、そのような場合、協和の従業員は、施設組合の職員に直接連絡をとるよう指示されており、また、施設組合の職員も協和の従業員に直接連絡をとっていた。

(ウ) 施設組合は、協和の従業員に対し、指示書や指示メモを出して直接具体的指示を出していた。また、施設組合の職員が、協和を通さずに、旧工場の中央制御室、ごみクレーン等を担当する協和の各従業員に、現場で直接、口頭の指示を出していた。

なお、プラットホーム（ごみ収集車がごみを捨てる場所）前の業務では、大阪労働局から 協和の従業員と施設組合の職員が混在して、施設組合のもと業務に従事していると指摘されており、かかる指摘に、プラットホーム担当者が施設組合の職員から直接に指示されていた事実が如実に表れている。

(エ) 毎週1回開催される技術会議と称される会合（以下「技術会議」という。）には、施設組合の管理課の職員と、協和の現場責任者のほか現場責任者に該当しない各系の責任者が出席していた。

技術会議では、週間予定表の確認、行事予定、ごみ投入が停止される時間の確認、作業を行うに当たっての注意事項等、業務の細部にわたる事項が取り上げられ、施設組合から細部にわたる1週間の通常業務の内容の具体的指示が行われていた。そして、技術会議で行われた具体的指示は、協和の従業員がそこで提出された議案書や週間予定表を確認したり、申し送りされることなどにより、協和の従業員全員に伝えられ、施設組合の指示に従った業務が遂行されていたのである。

(オ) 焼却炉の定期的な補修工事等の場合には焼却炉を停止し、また、洗浄装置の点検整備等の場合には洗浄装置を停止する必要があったが、いつそれを行うかを決定するのは、旧工場の設置管理者である施設組合であった。焼却炉や洗浄装置の運転開始や停止を決定する権限は施設組合にあり、協和には独自に判断する権限はなく 協和の従業員は施設組合の指示に従って、それらを行ってきたのである。

(カ) 施設組合は、協和の従業員に対し、毎日の作業報告とチェックシートの提出を翌日午前9時まで求め、その報告に基づき、協和の従業員を指揮・監督できるシステムを作り、かつ、協和の従業員に対して直接の指示を出していた。

(キ) 施設組合は、旧工場に設置した機械の運転と操作の方法、停電等の緊急時の対処方法等を、施設組合が指定するマニュアル書等に基づき処置するよう、協和の従業員に対して指示してきた。マニュアル書には、メーカー作成の操作取扱説明書のほか、施設組合が緊急時の対処方法を自らマニュアル化したものがあり、このマニュアル書等により、施設組合は、協和の従業員に対し、作業手順の遵守等の具体的指示を出している。

(ク) 施設組合の職員は、1日1回、午前9時頃から、旧工場全体を巡回し、旧工場の稼動状態を点検しており、気付いた事項は、協和の従業員に対し その場で指示したり、巡回終了後すぐに指示していた。

(ケ) 焼却炉の内部清掃など、施設組合の職員と協和の従業員が一緒に作業することもあり そのような作業の中では、施設組合の職員が、協和の従業員に対し、

直接指示が行われていた。

(コ) 協和の整備担当の従業員は、旧工場の全般にわたる保守・点検・整備を行っていたため、業務の大部分について施設組合の職員から直接の指揮・命令を受けており、協和と施設組合のごみ焼却等業務委託契約書には載っていないようなガードレールの補修、草刈り等の作業も、施設組合の職員の指示により行わなければならない、施設組合の職員と一緒に作業することもあった。

エ 施設組合であればこそ、新工場の入札に当たって優先雇用を条件とすることや、落札企業に対する雇用のあっせんにより、組合員を含む協和の従業員の雇用の継続や確保も可能であり、それが、労働者派遣法に違反するとして大阪労働局から行われた「労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提として、業務委託契約を解除すること」との是正指導に従うことでもある。そうであるとすれば、施設組合は、組合員の雇用の確保については、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあることになる。

オ 以上のとおり、施設組合は、協和の従業員であった組合員の労働条件を支配・決定する立場にあるとともに、施設組合の職員に対するのと同様に組合員に指揮・命令を行って業務を行わせていた実態があり、かつ、行政庁からの指導を受け、組合員の雇用の安定を図るための措置を義務付けられていることを鑑みれば、組合員の労働条件に関して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあるといえるのであって、組合員の労組法上の使用者に該当する。

## (2) 被申立人の主張

ア 施設組合と協和との関係は、協和が施設組合の事業場である旧工場において施設組合の業務の一部を請け負っていたというものにすぎない。

イ 施設組合と協和の間には、資本関係、人事交流及び親事業者 下請事業者の関係もないのであって、構造的な支配関係はない。

また、次の(ア)から(エ)までのとおり、協和の従業員の①採用、②業務の遂行に当たっての人員配置等、③給与等及び④労働時間等については、すべて協和が決定していたのである。したがって、施設組合は、協和の従業員である組合員の労働条件を決定する立場になく 実際にその決定を行った事実もない。

(ア) 協和の従業員の採用に関しては、最近の10年間で、協和が採用した従業員のうち、施設組合が紹介したのは1人だけであって、慣行とはいえない。

(イ) 協和の従業員の人員配置等に関しては、施設組合は、協和から旧工場での協和従業員名簿、班体制、人員等に関する計画書、正副現場代理責任者等の届出の提出を受けるとともに、不相当と認める協和従業員について変更を求めるこ



とができたが、これは、ごみ焼却等業務委託契約の適正な履行を確保するために、地方自治法第234条の2第1項の「監督」として行っていたものである。

(ウ) 施設組合は、協和とのごみ焼却等業務委託契約の締結に当たり、協和から人件費、物件費及び管理費に係る見積書を徴しており、このうち人件費については人事院勧告を目安として契約の設計を行っていたが、これはあくまで委託料の決定に関するもので、これがそのまま協和の従業員の賃金額を決定するものではないことは当然である。

(エ) 毎日3交代制による24時間業務を遂行するという条件は、協和が遂行すべきごみ焼却等業務委託契約の内容として定められているものにすぎず、協和は個々の協和従業員の始業時刻や終業時刻を自由に定めることができるのであるから、施設組合が協和の従業員の具体的な労働時間を決定することにならないのは明らかである。また、施設組合は、協和の従業員の出退表の提出を受けていたが、これはごみ焼却等業務委託契約の適正な履行を確保するためのものであった。

ウ 施設組合は、緊急の対応を要する例外的な場合を除き、ごみ焼却等業務委託契約に基づく業務に関し、協和の従業員に対し、直接指示又は要請することはなかった。

施設組合が、協和の従業員に対し、直接指揮・命令を行っていたという労働実態がなかったことは、次の(ア)から(コ)までからも明らかである。

(ア) 施設組合と協和とのごみ焼却等業務委託契約書では、協和が作業の実施に当たって施設組合の指示に従うことが義務付けられているが、受託者である協和が、委託者である施設組合の指示に従うべきことは当然である。

(イ) 協和は、旧工場に事務所を常設するとともに、現場代理責任者を常駐させており、協和の従業員の業務の遂行は、現場代理責任者の指揮・監督の下に行われていた。一方、施設組合は、業務に関して必要な指示は、協和の正副現場代理責任者及び業務課長に対して行うようにしており、かつ、夜間の時間帯には旧工場に職員を配置していなかったのである。協和は、施設組合とは関係なく、協和の従業員に対して直接指揮・命令ができるような組織体制を敷いており、一方、施設組合の職員の勤務体制が協和の従業員に直接指揮 命令することを想定したものではなかったのは明らかである。

(ウ) 旧工場において、施設組合の職員は主として施設設備に関わる研究作業や安全面の管理を担当し、一方、協和の従業員は主としてごみの焼却に関わる設備・機器の操作を担当していたのであって、施設組合の職員と協和の従業員は、異なる内容の業務を別個に遂行していたのであるから 施設組合が協和の従業員

に直接指揮・命令をするという労働実態がなかったのは明らかである。

なお、プラットホーム前及び計量室において、両者が共に業務を遂行していたような外観を呈していた時期があり、大阪労働局からの指導を受けたことがあったが、これは過渡的かつ一時的に生じたものであって、慢性的なものではなく、また、この際も、協和の従業員は、協和の指示に従って業務を行っていたものである。

(エ) 施設組合と協和は、毎週1回、技術会議を開催し、業務に関する週間又は月間の具体的予定が伝達され、意見交換が行われることもあった。この技術会議は、ごみ焼却等業務委託契約書の仕様書の具体化、業務実施の確認、施設設備の維持・補修の計画的な実施や保守・点検業務と協和の受託業務の遂行との調整を図る必要のある限度で開催されていたものであって、協和の従業員に対して直接指揮・命令を行ったり、その労働条件を決定するというものではない。

なお、技術会議で確認された事項について、協和が従業員に周知することは当然であって、その際、技術会議で配付された文書をそのまま従業員に配付したり、掲示したりして示したとしても、それは協和における周知方法の問題であり、施設組合の協和の従業員に対する指揮・命令の存否とは関係ない。

(オ) 焼却炉の点検やロストル（焼却炉の火格子の中のパーツ）の大量交換は、稀にしか行われないものの、焼却炉の維持補修や焼却業務の計画的遂行との調整が必要であり、また、焼却炉を停止する場合には周辺環境にも配慮しなければならない上、再稼動のための予定を確認しておく必要があるから、事前に技術会議で日程調整が行われるが、これは業務委託契約上特に問題はなく、かえって契約の履行の適正を確保するために必要なことである。

(カ) 施設組合は、協和から、受託業務の遂行について、作業報告等の作業に関する文書の提出を受けていたが、これは、焼却炉等の運転管理上の点検のためである。施設組合には旧工場を適切に維持・管理する責任があり、かつ、ごみの焼却業務は高度の安全管理が求められる業務であるから、施設組合は、適切かつ安全な施設管理を期していたのであって、この管理に特段問題視されるべき点はない。

(キ) 施設組合は、協和に対し、マニュアル書、取扱説明書、災害時の連絡体制表等を技術会議において配付するなどして、適切かつ安全な施設管理に努めていた。これは、協和の従業員の安全や健康上から必要な対応であってこれが指揮・命令に当たらないことは当然である。

(ク) 施設組合の職員は、施設設備の維持・補修や保守・点検業務を行うため、旧工場内を毎日巡回して点検を行っていた。その際、緊急事態に遭遇した場合は、

協和の従業員に対して応急的な対応を指示することもあったが、事後的に現場代理責任者に報告も行っており、ことさら一般的に協和従業員に対して指揮命令を行ったというものではない。

(ケ) 平成元年以前、施設組合の職員は、協和が焼却炉の内部清掃を行う際、焼却炉の内部に入り、立ち会っていたことはあるが、これは協和の現場代理責任者等からの技術的な質問に備えて待機していたものであって、協和の従業員に対して指揮・命令を行ったということはない。

(コ) 協和の従業員が、旧工場を離れて何らかの作業を行う場合は、協和の受託業務の実施に支障が生じないように、事前に現場代理責任者との間で調整が行われていたのであって、施設組合が現場代理責任者を通さずに協和の従業員に対して直接指揮・命令してガードレールの補修、除草剤散布、草刈り等の作業を行わせていたことはない。

エ 以上のとおり、施設組合は、協和の従業員であった組合員の労働条件を決定及び指揮命令を行うことはなかったのであるから、組合員の基本的な労働条件について、雇用主である協和と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあるとは到底いえず、組合員の労組法上の使用者には該当しない。

オ なお、施設組合は、大阪労働局から、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示」(昭和61年労働省告示第37号。以下「告示第37号」という。)の基準を満たしていないとして、労働者派遣法に基づく是正指導を受けたが、施設組合と協和のごみ焼却等業務委託契約は、協和が施設組合の設備・備品を使用して業務を遂行することを内容とする請負の形態によるものであり、労働者派遣法の適用を受けるべき実態を有するものではないのは、明らかである。

2 18.7.26団交申入れに対する施設組合の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。

(1) 申立人の主張

岸貝労組は、施設組合には組合員の労働条件を支配・決定する影響力があるという実態を踏まえ、仮に入札方式に転換した後も、組合員の雇用の安定と保障を図る措置を求めて団交の申入れを行った。

18.7.26団交申入れは、旧工場のごみ焼却等業務委託による組合員の労働実態が労働者派遣に該当することを指摘して、労働者派遣法に規定する直接雇用義務の可能性を検討することを求めるものであったが、施設組合は、「使用者」に該当しないとの理由のみをもって、団交を拒否した。さらに、岸貝労組は、施設組合が、大阪労

働局から18.10.16指導書の交付を受けたことを踏まえて、組合員の雇用の安定を求めて18.10.17団交申入れを行ったが、施設組合は、これについても「使用者」に該当しないとの理由のみをもって、団交を拒否した。

しかしながら、施設組合が、協和の従業員であった組合員の労組法上の使用者に当たることは、前記1(1)のとおりであるから、上記のような施設組合の対応は、団交拒否の不当労働行為に当たることは明らかである。

## (2) 被申立人の主張

施設組合が、協和の従業員である組合員との関係で、労組法上の使用者に当たらないことは、前記1(2)のとおりであるから、施設組合が、岸貝労組の18.7.26団交申入れを拒否したからといって、不当労働行為には当たらない。

また、義務的団交事項とは、一般には「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項」であり、18.7.26団交申入れ事項である①協和従業員の労働実態が派遣労働に該当することの確認及び②協和従業員に対し労働者派遣法所定の雇用契約の申込み義務があることの確認がこれに当たらないことは明らかであるが、これを組合員の直接雇用に関する交渉の申入れと善解しても、地方公務員法の適用を受ける職員の採用を交渉により決定することはできない。

なお、施設組合は、これまで、岸貝労組との事実上の話し合いについてはこれを拒むものではないとの立場を明らかにし、平成18年度以降、岸貝労組との間で、4回にわたり懇談会という形で誠意をもって事実上の話し合いを行ってきたものである。

## 3 施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂から退去するよう求めることは、支配介入に当たるか。

### (1) 申立人の主張

岸貝労組は、昭和49年以降、旧工場の食堂を組合事務所として利用してきたが、施設組合からは、何らの異議もなく、明渡要求もなかった。これは、岸貝労組が旧工場の食堂を組合事務所として使用していることを、施設組合が認めてきたことを物語っている。

旧工場の閉鎖に先立って、岸貝労組が、施設組合に対し、組合事務所として旧工場の食堂の使用を継続する旨の申入れを行ったところ、施設組合は、旧工場内に立てられていた組合旗等の撤去を求めるとともに、組合事務所の退去をも要請してきた。これは、施設組合が、岸貝労組から団結の拠点である組合事務所を奪うことによって、岸貝労組の弱体化を企図した支配介入の不当労働行為である。

### (2) 被申立人の主張

旧工場の食堂は、協和が、ごみ焼却等業務委託仕様書に基づき ごみ焼却等の業

務の遂行に関して使用することが認められていたものであって、施設組合は、岸貝労組又は組合員に対し 岸貝労組の活動のために食堂を使用することを認めたことはない。

#### 第4 争点に対する判断

1 争点1（施設組合は、組合員の労組法上の使用者に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 施設組合と協和との関係等について

(ア) 施設組合は、旧工場におけるごみ焼却等の業務について、旧工場を開設した昭和44年から同48年までは申立外株式会社川崎エンジニアリング（以下「川崎エンジニアリング」いう。）と、同49年から平成18年10月までは協和と、それぞれ委託契約を締結していた。また、協和は、昭和44年から同48年までの間も、川崎エンジニアリングの下請けとして、旧工場においてごみ処理等の業務を行っていた。

なお、平成16年当時、協和では、従業員53名のうち約40名が、旧工場で就労していた。

（甲2 甲6、甲66から甲76まで、甲386、乙2から乙6まで、証人太田正和、当事者川端裕史）

(イ) 施設組合と協和との旧工場におけるごみ焼却等業務委託契約は、昭和49年から平成18年3月31日までの間は単年度ごとに、同年4月1日から同年10月31日までの間は1か月ごとに、随意契約で締結されていた。契約の概要は、契約書及びその仕様書によれば次のとおりである。

a 平成17年4月1日付けの契約書（契約期間は、同日から同18年3月31日まで）及びその仕様書には、次のとおり定められている。

（乙2）

(a) 契約書（「甲」は施設組合、「乙」は協和のことである。）

「(委託)

第1条 甲は、岸和田市貝塚市清掃工場（以下「工場」という。）におけるごみ焼却等業務（以下「委託業務」という。）を別添のごみ焼却等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、乙に委託する。

第2条及び第3条 （略）

（委託業務の処理方法）

第4条 乙は、別添の仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうち、委託業務を処理するものとする。

（従業員）

第5条 乙は、委託業務の遂行にあたり、委託業務に従事させる者（以下「従業員」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後、異動があったときも同様とする。

2 甲は、従業員のうち委託業務に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して従業員の変更を乙に求めることができる。この場合、乙は協議に応じるものとする。

（責任者の選任）

第6条 乙は、従業員を指揮、監督するため責任者を選任しなければならない。

2 前項の責任者は工場に常駐し、乙の代理人として委託業務の執行に関する一切の事項を処理するものとする。

第7条 （略）

（経費の負担区分）

第8条 委託業務の執行に要する経費（電気、水道料金及び薬品、重油並びに機械油等を除く。）及び器材は、一切乙の負担とする。

第9条から第14条まで （略）

(b) 仕様書

「1から3まで （略）

4. 操業時間

(1) 操業時間は、週7日間24時間運転とする。ただし、委託者が認めた場合は、この限りでない。

(2) 毎日3交替制をもって24時間連続して委託業務を執行することを原則とする。

(3) 年末は12月31日午後3時までとし、年始は1月4日午後3時からとする。ただし、必要に応じて変更する場合もある。

5. 委託業務の内容

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の5第1項に規定された基準によるごみの焼却処分。

(2) 施設の炉、煙道、風道、集じん装置及びこれらに附属する機械装置類の飛灰の清掃。

(3) ごみの焼却処分に必要な機械設備の運転操作及び点検、測定、記録並びに通常の維持管理。

(4) その他、前各号に関連する一切の作業。

- (5) 事務棟及び場内外の清掃作業。
- (6) 大阪和泉南線（正門から搬入道路入口まで）及び南北線側搬入道路排水溝の清掃作業。（委託者の指示により実施）
- (7) フロンガス回収作業。
- (8) その他、委託者において指示する事項。

6. (略)

7. 委託業務実施の注意事項

- (1) 焼却残滓の熱灼減量は5%以下とする。(5%以上と認める場合は再焼却を行うこと。)
- (2) 委託者所有の物品は、細心の注意をもって使用すること。
- (3) 公用車を使用する場合は、委託者の許可を得ること。
- (4) 前各号のほか、委託者の指示に従うこと。

8. 現場代理責任者等

- (1) 受託者は現場代理責任者を定めるものとする。
- (2) 受託者又は現場代理責任者は、岸和田市貝塚市清掃工場に常駐し、委託業務の状況を常に把握し、委託者の指示及び要請にこたえるものとする。
- (3) 受託者は、正副現場代理責任者、業務課長及び作業各班の正副責任者各1名を定め、委託者に届け出るものとする。

9. 服务等

- (1) 班編成、人員等については、事前に委託者に計画書を提出するものとする。
- (2) 及び(3) (略)
- (4) 受託者は、従業員の出退表を作成し、従業員の服務状況を常時委託者に報告するものとする。

10. 貸与施設及び器具等

- (1) 事務棟1階の食堂及び更衣室並びに試験室棟1階の事務室。
- (2) 各室備え付けの机・椅子等の事務用機械器具等。
- (3) 委託者指定の工具類一式。
- (4) その他、委託者の指定する場所及び器具等。

11. 見積書作成様式

- (1) 人件費
  - (ア) 給料
  - (イ) 賞与
  - (ウ) 福利厚生費
- (2) 物件費

(3) 管理費

- b 施設組合と協和との契約書及び仕様書で定められている内容は、少なくとも昭和54年以降平成18年10月までの間については、次の(a)から(c)までのとおりの変遷はあるものの、前記aの同17年4月1日付けの契約書及びその仕様書の内容と概ね同じであった。

(甲66から甲76まで、乙2から乙5まで)

- (a) 昭和54年4月1日付けから同57年4月1日付けまでの施設組合と協和との委託契約書及びその仕様書には、①協和は、公務員に準ずる品性をもって業務を適正に履行しなければならないこと、②協和は、施設組合の指定する日を除き毎日3交替制とし、24時間終日連続して施設組合の指示に従い業務に従事しなければならないこと、③協和は、施設組合の示す各月のごみ搬入計画に基づき、前月20日までに月別の業務執行計画を作成し、施設組合に提出してその承認を受けること、業務執行計画には業務に従事する従業員の配置に関することを記載すること、④協和は責任者及び従業員名簿を施設組合に届け出てその承認を得なければならないこと、これらに変更があったときも同様とすること、⑤協和は、班編成、人員等については、事前に施設組合と協議をして計画を施設組合に提出しなければならないことなどの定めがあった。

(甲66の1、甲66の3、甲67の1、甲67の3、甲68の1、甲68の3)

- (b) 昭和59年4月1日付けから同63年4月1日付けまでの施設組合と協和との委託契約書及びその仕様書の内容は、前記(a)の③の事項についての定めがないほかは、概ね前記(a)の契約書及び仕様書と同じであった。

(甲69の1、甲69の3、甲70の1、甲70の2、甲71の1、甲71の2)

- (c) 平成2年4月1日付け以降の施設組合と協和との委託契約書及びその仕様書の内容は、①前記(a)の①、③の事項についての定めはなく、②前記(a)の②の事項については、毎日3交替制をもって、24時間連続して委託業務を執行することを原則とすることに変更され、③前記(a)の④の事項については、協和は従業員名簿を施設組合に提出しなければならず、異動があったときも同様とすること、また、責任者を定め施設組合に届け出ることに変更され、④前記(a)の⑤の事項については、協和は、班編成、人員等については、事前に施設組合に計画書を提出することに変更されており、前記a(a)、(b)の同17年4月1日付けの契約書及び仕様書と概ね同じ内容のものであった。

(甲73の1、甲73の2 甲74の1 甲74の2、甲75の1、甲75の3 甲



76の1、甲76の2、乙2、乙4)

(ウ) 施設組合が協和に支払う委託料は、平成17年度までは各年度の契約ごとに、同18年度については各月の契約ごとに、それぞれの契約書において定められていたが、契約後に変更の必要が生じた場合には、施設組合と協和の協議の上で変更契約を締結していた。なお、昭和50年頃から、施設組合は、協和との委託料の決定に当たり、人事院勧告を参考にしていた。

また、岸貝労組と協和とが平成18年10月13日付けで調印した確認書には、施設組合と協和との委託契約について、次のとおり記載されている。

- 「1. 会社（協和）は、労組（岸貝労組）が提出した要求書と人事院勧告を参考に、施設組合に提出する見積書を作成する。
- 2 施設組合と会社と委託契約書を締結する事前に会社は見積書を施設組合に提出する。
3. 操業当初から数年に渡り、施設組合に見積書を提出すると同時に、会社の従業員の賃金表を提出する。10年前からは2、3回提出している。
4. 会社は、施設組合と契約金額が人事院勧告の水準となっていれば、契約書を締結する。」

（甲66の2、甲67の2、甲67の4、甲68の2、甲68の4、甲69の2、甲69の4、甲70の3 甲71の3、甲72の3 甲73の3 甲74の3、甲75の2 甲75の4、甲121、乙3、乙5、乙6）

(エ) 平成8年頃、施設組合が発行した「清掃工場25年 岸和田市貝塚市清掃施設組合25年のあゆみ」と題する書面（以下「25年のあゆみ」という。）には、「（委託会社従業員の）日常の仕事ぶりは、操業当初より素晴らしく、真面目で勤勉に職務をこなし、（施設組合の）管理系の職員と一体となって様々なトラブルの際の対応や、改造・改善についても意欲的に意見を出すという姿勢であった。このことは、彼らがたんに指示されたことのみをするという受け身的な、或いは消極的な委託会社従業員にありがちな姿勢ではなく、委託者側と一体となり、自分達の職場を大事にし、住民の生活に直結するごみを処理するという仕事に誇りを持っていたからにはほかならない。委託者側と一体となって 自らの手で、自らの技術で改造 改善を積極的に行った」との記載がある。

（甲8）

(オ) 昭和49年3月16日、岸貝労組が結成され、同月18日、岸貝労組は、協和に対し、賃金引上げ等の要求書（以下「49.3.18要求書」という。）を提出した。また、同日、岸貝労組は、施設組合に対し、岸貝労組が協和に提出している要求が実現するよう委託金額を引き上げること等の要求書を提出した。その後、岸

貝労組は、少なくとも昭和55年頃から平成15年頃までは、賃金引上げ、人員増等について、施設組合に対し、要望書を提出していた。

なお、岸貝労組の作成した組合活動を記録した書面には、次のような記載がある。

(甲128から甲131まで 甲133から甲144まで、甲146から甲149まで 甲152から甲162まで)

- a 岸貝労組の第1回定期大会の議案書には、昭和49年7月29日に開催された岸貝労組と協和との団交において、岸貝労組が、オブザーバーとして出席した施設組合の事務局長に対し、岸貝労組がストライキを行った際の組合員の賃金カットに関連し、ストライキ中にごみが溜まったことについて、施設組合が協和から違約金をとるかどうかが質問したところ、施設組合の事務局長は、違約金は取らない旨回答した旨の記載がある。

(甲124の1)

- b 「一九七五年度 第2回定期大会 1年間の記録」と題する書面には、協和が施設組合から提示された人件費のアップ率の件に関連して、昭和50年6月4日の協和社長の発言として、「市との交渉過程において、これでは退職金の積立ても出来ない、という事で、(施設組合の事務)局長の権限において16万の上積みをする、これで解決して欲しいと言う事であった、でも人件費は全部出します。との事でした」と記載されている。

(甲125)

- c 「昭和52年度第3回定期大会 1年間の記録」と題する書面には、昭和52年4月25日に開催された岸貝労組と協和との団交において、賃金引上げに関連して、岸貝労組が協和の提示した引上率では話にならないとして、その翌日にでも次回の団交を行ってほしい旨述べたのに対し、協和社長は「局長が市長に会って 此の件の話しをするので明日とは云えぬ」と発言した旨記載されている。

(甲126)

- d 昭和57年11月28日付けの岸貝労組の「第8回定期大会 1年間の記録」と題する書面には、「排水処理へ1名増員57年1月頃、(施設組合の事務)局長対会社との話し合いで人員配置を操作してもよい。増員に伴う要求書を出すように望む(局長の意向)」との記載がある。

(甲151)

イ 旧工場における組合員の労働条件の決定等について

(ア) 協和の従業員の採用について

協和が従業員を採用する場合は、協和が面接を行い、自ら採否を決めていた。ただし、協和は、施設組合の紹介により従業員を採用することがあり 過去10年間では、施設組合の紹介により1名の従業員を採用した。

なお、岸貝労組は、施設組合の予算増なしに協和の従業員増はないとして、前記ア(オ)のとおり、施設組合に対し、人員増に関する要望書を提出していた。

(当事者川端裕史)

(イ) 人員配置等について

- a 協和は、施設組合に対し、前記ア(イ)の施設組合との委託契約書及びその仕様書に基づき、毎年度当初及び従業員に変更がある都度、従業員の名簿を提出するとともに、責任者(正副現場代理責任者、業務課長及び作業各班の正副責任者各1名)の届出をし、事前に班編成等の計画書を提出することになっていた。

協和は、平成18年まで、施設組合に対し、各従業員の生年月日、入社年月日、学歴、資格、本籍及び現住所が記載された「人員編成表」を提出し 施設組合はこれを受領していた。

(甲66の1 甲66の3、甲67の1、甲67の3 甲68の1、甲68の3、甲69の1、甲69の3、甲70の1、甲70の2、甲71の1、甲71の2、甲73の1、甲73の2、甲74の1、甲74の2、甲75の1、甲75の3 甲76の1、甲76の2、甲77から甲118まで、甲386、乙2 乙4、証人太田正和、当事者川端裕史)

- b 平成13年3月、施設組合が、協和に対し、組合員河野義之(以下「河野組合員」という。)のクレーン操作技能が未熟であるとして、河野組合員の担当変更を求めたことがあった。これにより、協和は、河野組合員の担当を、クレーン担当から炉 機器担当に変更した。

(甲163、甲386、当事者川端裕史)

- c 洗煙担当の当初の従業員は、組合員川端裕史(以下「川端組合員」という。)を含めて3名(以下、この3名を「川端組合員ら3名」という。)であり、川端組合員ら3名は、施設組合の職員が協和の従業員の中から選んで 協和に伝えた者であった。

(当事者川端裕史)

(ウ) 就業規則について

協和には、旧工場を事業場とする就業規則があった。

(当事者川端裕史)

(エ) 給与等について

a 岸貝労組は、毎年度の組合員の昇給に関して、各年度の人事院勧告が出た後に協和に要求書を提出し、施設組合と協和が前記ア(ウ)の変更契約を締結した後に、協和と協定書を締結していた。その後、岸貝労組の組合員は、各年度の4月に遡って、差額の支給を受けており、その差額には、協和の定期昇給分の4,000円も含まれていた。

(甲386、当事者川端裕史)

b 昭和57年7月8日付けの岸貝労組と協和との確認書には、「今年に限り賃上げ及び諸要求の交渉を人勧が出る時期まで延期する」、「賃上げについて、会社は人勧には定期昇給は含まれていないので、仮に人勧方式で賃上げをしても、別に定期昇給分は保障する」、「人件費(賃金、年間一時金、退職金積立)は今後委託契約交渉が最悪でも四.七パーセントは最低保障するが上積みについては、岸貝清掃組合と人件費のみ委託契約金額の更改交渉継続中であり、岸貝清掃組合より具体的な回答があり次第その上積み分を労働組合に回答する」との記載がある。

なお、昭和57年度以降、協和従業員の賃上げについては人事院勧告が基準となり、岸貝労組は人事院勧告が出て以降に協和と交渉を行うようになった。

(甲132、甲386、当事者川端裕史)

c 平成10年度から同18年度まで、協和の従業員の年間一時金の支給月数は、岸和田市職員の年間一時金の支給月数と一致していた。

(甲123、甲386、当事者川端裕史)

d 後記オ(キ)のとおり、協和は、旧工場で就労していた従業員を平成18年10月31日付けで解雇したが、この解雇に際し、従業員それぞれに対し、割り増しした退職金及び解雇予告手当を支払うとともに、同年末一時金も支払った。なお、これらの支払に関して、施設組合が、協和から相談を受けたことはなかった。

(乙6、証人太田正和)

(オ) 労働時間等について

a 施設組合と協和との委託契約書及びその仕様書では、協和は3交替制で24時間連続して業務を執行すること、年末年始の操業時間等が定められている。

(甲66の1、甲66の3、甲67の1、甲67の3、甲68の1、甲68の3、甲69の1、甲69の3、甲70の1、甲70の2、甲71の1、甲71の2、甲73の1、甲73の2、甲74の1、甲74の2 甲75の1、甲75の3 甲76の1 甲76の2、乙2、乙4)

b 後記エ(ウ)の技術会議において、施設組合から提出される「週間予定表」

には、日付けごとに、協和の4つの運転係がそれぞれ第1直（午前7時から午後3時までの勤務）、第2直（午後3時から午後11時までの勤務）、第3直（午後11時から翌日の午前7時までの勤務）のいずれを担当するのか、及び日勤係（整備担当、清掃担当等）が出勤するかどうか（全員出勤、半数出勤又は全員休日）、の協和の従業員の勤務予定が記載されていた。なお、協和従業員の勤務予定は、施設組合が、あらかじめ協和の現場責任者から報告を受け、それを記載したものであった。

（甲165から甲221まで、甲386、証人西川幸治、当事者川端裕史）

c 前記bの「週間予定表」での記載にかかわらず、協和従業員の勤務予定は、施設組合の行う工事の都合等により変更となる場合があった。平成17年から同18年までの間に、少なくとも次のとおり、勤務予定の変更が発生した。

（甲164、甲386、当事者川端裕史）

(a) 平成17年3月26日から同月27日に焼却炉（4基）の全炉停止が予定され、協和従業員も休日の予定であったところ、同年4月1日午後3時から同月2日午後3時まで洗煙塔工事のために全炉停止となることになり、同年3月26日から同月27日は連続運転となり、協和の従業員の休日は変更となった。なお、この勤務変更在先立ち、岸貝労組に対し、協和の岸貝事業所長名で勤務変更の申入書が提出されていた。

(b) 平成17年11月19日に焼却炉（4基）の全炉停止が予定され、協和従業員（2直及び3直）も休日の予定であったところ、同月24日午後3時から同月26日午後3時まで煙突及びダクト清掃のために全炉停止となることになり、同月19日は連続運転となり、協和の従業員の休日は変更となった。なお、この勤務変更在先立ち、岸貝労組に対し、協和の岸貝事業所長名で勤務変更の申入書が提出されていた。

(c) 平成18年4月27日午後3時から同月28日午後3時まで煙突及びダクト清掃のために焼却炉（4基）の全炉停止が予定され、協和従業員も休日の予定であったところ、施設組合の都合により煙突及びダクト清掃が同年6月まで延期になったとして、休日が出勤に変更された。なお、この勤務変更在先立ち、岸貝労組に対し、協和の岸貝事業所長名で勤務変更の申入書が提出されていた。

d 協和は、施設組合に対し、従業員の有給休暇の取得状況等が記載された「協和メンテナンス（職員勤務日報）」を提出していた。これは、前記ア(イ)の施設組合との委託契約書及びその仕様書に基づく出退表に当たるものであった。

(甲66の1、甲66の3、甲67の1、甲67の3、甲68の1、甲68の3 甲69の1、甲69の3、甲70の1、甲70の2、甲71の1、甲71の2、甲73の1、甲73の2、甲74の1、甲74の2、甲75の1 甲75の3 甲76の1 甲76の2、甲222から甲232まで、乙2、乙4)

ウ 旧工場における協和従業員の業務等について

(ア) 旧工場の管理運営体制は、平成16年4月1日現在の組織図によると、次のとおりであった。協和は、後記b(a)の焼却炉運転等を行っており、後記b(b)及び(c)の業務は他の受託業者が行っていた。

(甲2)

a 事務局 施設組合職員22名(勤務時間 午前9時から午後5時15分まで)

b 委託 45名

(a) 焼却炉運転等 協和従業員40名

現場代理責任者及び副責任者が各1名、日勤係(業務課長を含む。)が10名、運転係4係(各係7名ずつ)で構成されていた。

日勤係は、勤務時間が午前9時から午後5時までで、整備担当(業務課長を含む。)の4名、プラットホーム 破碎機 排水処理担当の4名及び清掃担当の2名で構成されていた。

各運転係は24時間3交代勤務を行っており、1つの係の構成は、係長1名、制御室担当1名、クレーン担当2名、炉 機器担当2名及び洗煙設備担当1名であった。

(b) 洗煙排水処理設備運転(有害ガス除去装置) 他の受託業者2名

(c) 焼却残滓運搬焼却 他の受託業者3名

(イ) 施設組合の職員は、通常は施設組合事務所又は研究室で業務を行っており、焼却炉等のあるプラント内には常駐していなかった。施設組合の職員がプラント内で行う業務は、排ガス分析、水質管理、施設設備の安全点検等であった。

(乙7、証人藤原邦昭、証人西川幸治)

(ウ) 旧工場で、協和従業員は、別図1のとおり配置されており、その業務の概要は、次のとおりである。

(甲9、甲10、証人太田正和)

a 日勤係

(a) 整備担当

プラント内で各焼却炉(4基。原則として3基で24時間運転し、1基は修理・点検を行う。)の整備及び機械の故障の修理を行っていた。なお、ビン及びカンの収集日である毎週水曜日には、クレーンを使用して、ビン及

びカンを倉庫に入れていた。

(b) プラットホーム・破砕機・排水処理担当

プラットホーム（別図1の④の場所）に待機して、ごみを運んで来た者に対し、ごみピット（可燃ごみを溜めておく所）に捨てるものを選別してもらうよう依頼するとともに、燃えないごみについても分別して各々捨てられる場所に捨ててもらおうよう依頼する。可燃粗大ごみは、破砕機で小さく砕いた後にごみピットに投入する。また、1名の従業員については、排水（汚水）の処理を兼務していた。なお、プラットホーム前には、協和の従業員とともに施設組合の職員もおり、ごみを運んで来た者に対し、選別等の指導を行っていた。

(c) 清掃担当

旧工場の事務棟、計量棟、階段等の清掃を行っていた。

b 運転係

(a) 係長、制御室担当及び洗煙設備担当

中央制御室（別図1の①の場所）において、運転中の焼却炉、洗煙装置等の機器の運転、操作及び監視を行っていた。

(b) クレーン担当

クレーン操作室（別図1の②の場所）において、クレーンを操作して、ごみがごみピットから溢れないようごみの移動又は運転中の焼却炉への投入を行っていた。

(c) 炉・機器担当

運転中の焼却炉の前（別図1の③の場所。以下「炉前」という。）で、ごみの燃え方を見ながら機器の操作を行い、ごみの燃え残りが出ないように、燃やす時間や速度の調整等を行っていた。

c 計量室

平成18年8月から、計量室の業務に関して、受付については協和の従業員が行うことになり、料金の徴収を行う施設組合の職員と、1つの部屋の中で業務を行っていた。

エ 旧工場における組合員の就労実態について

(ア) 施設組合と協和との委託契約書及びその仕様書では、協和は、作業を実施するに当たっては、施設組合の指示に従うことになっていた。なお、施設組合の職員が着用していた制服と協和の従業員が着用していた制服（作業服）は異なるものであった。

(甲66の1 甲66の3 甲67の1、甲67の3 甲68の1、甲68の3、甲69の

1、甲69の3、甲70の1、甲70の2、甲71の1、甲71の2、甲73の1、甲73の2、甲74の1、甲74の2、甲75の1 甲75の3、甲76の1、甲76の2、乙2、乙4、証人太田正和)

(イ) 施設組合は、協和に対して委託業務に関する指示又は要請が必要な場合は、原則として、協和の現場責任者（現場代理責任者、副責任者又は業務課長。以下同じ。）に対して行っていた。なお、協和の現場責任者は日勤（午前9時から午後5時までの勤務）であって、夜間や休日には旧工場に駐在しておらず、施設組合の職員も夜間は旧工場に駐在していなかった。

協和の現場責任者が旧工場に駐在していない夜間や休日には、施設組合の職員である課長、課長補佐等が、協和の従業員と電話で直接に話をし、これにより協和の従業員が修理や作業を行っていた。

なお、施設組合が作成した「災害時の連絡体制（17時～9時）」と題する書面には、機器故障発生の際の連絡体制として、「通常ライン」（協和の係長から協和の現場代理責任者又は副責任者へ電話をかけるもの）のほか、「緊急時ライン」として、協和の係長から施設組合の事務局長、課長等へ電話をかけるものが記載されるとともに、「緊急時ラインを使用した時は、速やかに責任者に事後連絡をする事。」と記載されていた。この「災害時の連絡体制（17時～9時）」及び施設組合の職員の氏名、住所、電話番号が記載された「職員住所録」が、中央制御室の掲示板に貼り付けられていた。

（甲259、甲260、証人藤原邦昭、証人西川幸治）

(ウ) 施設組合と協和は、平成9年頃から、毎週1回、技術会議を開催していた。技術会議には、施設組合から課長、課長補佐等が、協和から現場責任者及び係長が出席していた。

技術会議には、施設組合から前回の技術会議の議事録、「週間予定表」、工事に関連する資料等が配付され、業務遂行の予定の確認、工事に関する連絡等が行われていた。なお、平成17年6月2日から同18年7月27日までの間に開催された技術会議の概要は、別表1のとおりである。

技術会議で配付された資料等は、協和が掲示等を行うことにより 協和の従業員に周知されていた。

（甲165から甲221まで、甲388、乙7、証人西川幸治）

(エ) ごみの燃焼量の調整や焼却炉の整備のため、焼却炉を停止する場合があります、その日程は、事前に前記(ウ)の技術会議において、施設組合と協和とで調整されていた。なお、焼却炉の停止又は運転開始の際には、煙突から灰が出るため、周囲の住宅地に灰が飛散しないよう、風向きに注意する必要がある、風向きの



判断は施設組合が行っていた。

(甲388、証人藤原邦昭、証人西川幸治)

(オ) 施設組合は、協和から、毎日、①作業報告（協和が行った作業、焼却量、投入回数等とともに、就業者、有給休暇取得者等の名が記載された文書）、②焼却炉チェックシート、③薬剤吹込装置チェックシート、④洗煙設備チェックシート、⑤クレーン運転日誌、⑥整備作業日誌（協和が行った作業、破碎機運転回数とともに、就業者、有給休暇取得者等の名が記載された文書）、⑦排水処理施設管理日報、⑧振動測定記録、⑨受電日誌、⑩焼却炉の運転記録、⑪電気集じん器運転記録、⑫洗煙設備運転日誌、⑬火格子操作盤記録等の作業に関する文書（以下、これらの文書を併せて「作業報告書」という。）の提出を受けていた。

施設組合は、協和から提出される作業報告書に基づき、機器等に不良箇所を発見した場合には、協和の現場責任者に対して対応を指示することがあった。

(甲233から甲253まで、甲386、甲388、証人西川幸治)

(カ) 施設組合は、少なくとも別表2のと通りの「停電及び異常時の操作マニュアル（電気）」等の施設組合が作成したマニュアル、機器のメーカーが作成した取扱説明書等を、前記(ウ)の技術会議等において協和に配付するなどして、協和の従業員に機器の操作の方法等を知らせていた。

(甲254、甲262から甲271まで、甲273から甲279、甲281から甲285まで、甲288から甲294まで、甲296、甲298、甲300から甲310まで、甲312から甲320まで、甲322から甲326まで、甲329から甲353、甲357から甲361まで、甲365、甲367、甲368、甲387)

(キ) 施設組合の職員は、毎日旧工場で巡回及び点検を行っていた。この巡回に際し、施設組合の職員が、不具合を発見した場合には、原則として施設組合の上司（課長）に報告し、課長から協和の現場責任者にその旨が伝達されることになっていたが、緊急事態に遭遇した場合（年に4回から5回程度）には、協和の従業員に対し、応急の対応を指示し、事後に協和の現場責任者に報告することもあった。

また、施設組合の職員は、巡回に際し、協和の従業員からの質問に答えることなどがあるとともに、年に4回から5回よりは多い頻度で、協和の従業員に対し、①モーターから変な音が出ているので、グリースを注入してほしい、②灰を分析するので、灰クレーンに乗って灰を取ってほしい、などと作業を依頼することがあった。

(乙7、証人西川幸治)

(ク) 施設組合の職員は、協和の現場責任者を通さずに、協和の従業員に対し、少

なくとも別表3のと通りの発言を行ったことがあった。

(甲36、甲388)

(ケ) ごみ焼却等業務を行うに当たって必要な物品は、施設組合が購入しており、不足が生じた場合には、協和から施設組合に対し、物品購入依頼書を提出していた。平成17年6月17日から同18年8月29日までの間に協和が施設組合に依頼した物品には、機器の部品、試薬、グリース、油汚れ洗浄剤、油性ペンキ、ガラスクリーナー、番線等があった。

また、協和の従業員が機器の故障を発見した場合には、施設組合に対し、故障報告書を提出することになっていた。

(甲369の1から甲369の49まで、甲370の1から甲370の147まで、甲387)

(コ) 平成元年以前、焼却炉の内部清掃を行う際に、協和の従業員と施設組合職員と一緒に焼却炉内に入って、作業を行うこともあった。

(甲8、証人西川幸治)

(サ) 協和の整備担当の従業員は、施設組合の職員の指示により、新工場建設中に、新工場へ向かう道のガードレールの補修作業、新工場での草むしり及び除草剤の散布を行ったことがあった。

(甲388、証人藤原邦昭)

オ 大阪労働局の是正指導について

岸貝労組が、大阪労働局に対し、施設組合の職員が協和従業員を直接指揮・命令しており、施設組合は労働者派遣法に違反しているとして是正指導を求めたところ、大阪労働局は、平成18年8月末頃から同年9月に調査を行い、同年10月16日付けで、施設組合に対し、①業務委託仕様書で業務に従事する従業員の班編成、人員等の計画書を提出させ、出退表を常時報告させていること、②旧工場のプラットホーム前及び計量室で施設組合の職員と協和の従業員が混在して、施設組合の指示の下に業務に従事していること、が告示第37号で定められた基準を満たしておらず、委託（請負）契約により行われる業務であっても労働者派遣事業に該当するものであるとして、18.10.16指導書を交付した。18.10.16指導書には、是正のための措置として、速やかに適正な請負に改善するか、それが困難であるならば、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提として、業務委託契約を解除するよう記載されていた。

なお、告示第37号は、労働者派遣事業と請負により行われる事業を区別し、請負により行われる事業が満たすべき基準が掲げられたものである。

(甲37、甲386、証人太田正和、当事者川端裕史)

カ 新工場の建設と協和による組合員の解雇について

(ア) 平成14年から、施設組合は、旧工場の老朽化への対応と「環境への負荷が少ない資源循環型社会と快適環境都市を創造し、ごみの適正処理を図ること」を目的として、大阪府岸和田市岸之浦町に新工場の建設を開始した。

(甲4、乙6、証人太田正和)

(イ) 岸貝労組は、施設組合に対し、①平成14年頃から、新工場への移転に際しては、「現従業員」の職場を確保してほしい旨、②同17年頃から、新工場の運転管理業務委託が随意契約から入札に変更になると聞いたとして、旧工場で働く労働者の優先雇用を入札参加条件にしてほしい旨などの、複数の要望書を提出していた。

(甲372から甲376まで、甲378)

(ウ) 施設組合は、岸貝労組の要望書に対する回答として、平成18年3月22日付け文書及び同年6月1日付け文書で、旧工場で働く労働者の優先雇用を入札参加条件とすることはできないことなどを回答した。

(甲377、甲379)

(エ) 平成18年3月から同年9月までの間に岸貝労組が発行したビラには、協和社長が「雇用責任を認め、(新工場の)入札には必ず参加するが総合評価の書面作りが難しい、入札に成功する自信がない」、入札に失敗した場合には「社会的常識の範囲で解決したい」、「会社は閉鎖 全員解雇」との無責任な態度をとっている旨、記載されていた。

(甲11、甲12、甲14、甲15、甲17、甲18)

(オ) 施設組合は、新工場の運転管理業務委託先を総合評価一般競争入札により決定することとし、平成18年7月、要求水準書(以下「新工場要求水準書」という。)を公開した。新工場要求水準書には、「雇用への配慮」として、次のとおり記載されていた。なお、旧工場で業務に従事していた労働者の優先雇用に関する項目はなかった。

「ア 事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守したうえで 従業者を雇用すること。

イ 従業者の新規雇用を行う場合は、地元市民(岸和田市、貝塚市)への配慮を行い、新規採用者の50%以上を雇用すること。

ウ 本業務については、運転管理上の業務経験を必要とするので、ごみ処理施設での業務経験者の雇用にも配慮すること。

エ リサイクルプラザにおける手選別業務等の軽作業業務には、高齢者(60歳以上)を50%以上雇用すること。」

(甲27)

(カ) 平成18年10月27日、施設組合は、新工場の運転管理業務委託総合評価一般競争入札に参加した協和に対し、優秀提案者である落札業者と決定しなかった旨通知した。なお、当該入札において優秀提案者である落札業者と決定したのは、申立外の3社によるグループ企業であった。

(甲28)

(キ) 平成18年10月30日付けで、協和は、旧工場で業務に従事していた従業員39名全員に対し、「事業所閉鎖並びに解雇通知書」と題する書面により、①新工場の運転管理業務を他社が落札したため、協和は施設組合の業務に従事できなくなった、②岸和田市及び貝塚市における協和の仕事は施設組合関係以外には全くないため、岸貝事業所を閉鎖する、③同月31日をもって、岸貝事業所関係の従業員全員を解雇する、④解雇予告手当（50日分）及び退職金を振り込む、旨通知した。

(甲20から甲26まで、甲29)

キ 協和従業員の新工場の落札者での採用等について

(ア) 平成18年11月22日、岸貝労組は、貝塚市長（当時の施設組合管理者）に対し、旧工場で働いてきた労働者の雇用の安定を図るよう施設組合を指導してほしい旨の要請行動を行った。これに対し、同月27日、貝塚市秘書課長が、岸貝労組に、37年間の道義的責任があるので今後も落札業者に対して雇用の働きかけをしていく旨、その場合は貝塚市長としてではなく、施設組合として行う旨を電話で伝えた。

(甲25、甲62、甲63)

(イ) 旧工場で働いていた協和の従業員39名のうち、過半数の者が落札者の従業員採用に応募し、本件審問終結時7名が採用され、新工場で業務に従事している。なお、組合員については、14名の者が応募し、うち2名が採用された。

(甲63、証人太田正和)

ク 新工場要求水準書の概要について

新工場要求水準書には、前記カ(オ)の「雇用への配慮」のほか、次のとおりの記載がある。なお、「組合」とは、施設組合のことである。

(甲27)

「第1 総則

1 (略)

2 一般事項

(1) から (7) まで (略)

(8) 組合への報告 協力

施設の運転管理に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに作成し、提出すること。

(9) 周辺での事業等への協力

業務計画地内及び周辺で組合及び関係団体が行う業務等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

(10) 組合及び官庁等の検査

組合及び官庁等が立入検査を行う時は、事業者は、その検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(11) マニュアルの作成

本業務遂行において事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアルについては、組合との協議により作成し、承諾を得ること。

(12) から (14) まで (略)

(15) 用役条件

ア 給水

組合が支給するが、節約に努めること。

イ 電気

組合が支給するが、節約に努めること。

ウ 電話

施設で設置する回線の内、最小限の使用を認めるが、使用料及び設置に伴う費用は全て事業者が負担すること。

エ ガス

組合が支給するが、節約に努めること。

オ その他

事業者が使用する事務室、執務室、食堂、更衣室等に必要な机、イス、ロッカー等の事務用品は事業者が用意するものとする。

3 (略)

第2 運転管理体制

1 から 3 まで (略)

4 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備すること。  
なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告すること。

5 (略)

6 見学者対応

施設の見学を希望する者の対応は、組合が行うが、事業者は、組合の求

める要請に対して速やかに協力すること。

#### 7 住民対応

住民対応は組合が行うが、事業者は、組合の求める要請に対して速やかに協力すること。

#### 8及び9 (略)

### 第3 (略)

### 第4 運転管理業務

#### 1 ごみ焼却施設に係る運転管理業務

##### (1) 及び (2) (略)

##### (3) 運転管理体制

ア 事業者は、施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。

イ (略)

ウ 事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告し、組合の承諾を得ること。

エ 事業者は、運転管理体制を変更した場合は、速やかに組合に報告し、組合の承諾を得ること。

##### (4) 運転計画

事業者は、組合が作成する運転計画に従うこと。

##### (5) から (8) まで (略)

##### (9) 保守管理

ア 事業者は、組合が用意する工作機械 工具等を用いて軽微な補修、交換及び補充作業を行うこと。

なお、必要な材料等は組合が用意する。

イ 事業者は、測定機器類の保守管理を行うこと。

##### (10) 予備品 消耗品等の在庫管理

事業者は、予備品 消耗品等を組合が用意するシステムを活用して在庫管理を行うこと。

また、必要に応じて遅滞なく組合に発注を依頼すること。

##### (11) 薬品・燃料等の受入

事業者は、組合が発注した、薬品・燃料等の受入時の立会、確認作業を行い、納品書等は整理し、組合に提出すること。

##### (12) 運転管理記録の作成及び報告

事業者は、各設備及び機器の運転データを記録し、運転日誌、日報、

の事実によれば、協和の総従業員のうちの約8割は旧工場での業務に就いていたのであるから、協和の業務のほとんどが、旧工場での業務であったといえることができる。

そうすると、地方自治法等の規定からは自動的に契約が更新することは許されないとはいえ、相当長期間にわたり、施設組合と協和にとっても、旧工場のごみ焼却等業務委託契約については、当然に随意契約で更新されるであろうと想定される状況が続いていたといえることができ、その結果、協和従業員は、旧工場で当然に就労し続けることができると期待するのも無理からぬ状況にあったといえることができる。

労組法第7条の「使用者」とは、雇用主だけには限らず、労働者の基本的な労働条件に関して、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にある者については、「使用者」に当たると解するのが相当であるから、上記のことからすると、施設組合が協和従業員である組合員の使用者に当たるかどうかについては、本来の業務委託契約に基づいて労働者が就労する場合とは異なり、施設組合が、協和従業員である組合員の基本的な労働条件に関して現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にあったかどうかにつき、協和従業員の旧工場での就労実態に即して判断すべきである。

イ そこで、協和従業員の旧工場での就労実態について検討する。

(ア) 協和従業員の採用についてみると、前記(1)ア(イ)a(a)、(オ)d、イ(ア)

の事実によれば、協和が従業員を採用する場合は、協和が面接を行い、自ら採否を決めていたものの、施設組合と協和との委託契約書には、施設組合は、従業員のうち委託業務に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して従業員の変更を協和に求めることができ、この場合、協和は協議に応じるものとする旨定められており、また、協和は、施設組合からの紹介により従業員を採用することがあったことが認められるほか、昭和57年頃には、施設組合の予算との関係で、施設組合の事務局長から、岸貝労組に対し、協和の人員増に係る要望書を施設組合に出してほしい旨の意向が伝えられていたとも認められることからすると、施設組合は、協和の従業員の採用そのものや、その従業員数の決定等に一定の影響力を持っていたことは否定できない。

(イ) 協和従業員の旧工場における配置、勤怠等についてみると、前記(1)イ(イ)aからcまで、(オ)d、オの事実によれば、協和は、業務委託契約書の仕様書に基づくものとして施設組合に対し、従業員の名簿、現場責任者の届出、班編成等の計画書提出を行うとともに、従業員の有給休暇の取得状況等が記載された出退表を提出していたが、これらのことは、大阪労働局から請負契約に

月報、年報等を作成し、組合に報告すること。

また、内容等については組合の承諾を得ること。

(13) 技術会議

組合と事業者は、次の技術会議を運営する。

ア 会議は、組合と事業者で定期的に行うこと。(週間、月間、臨時等)

イ 会議の開催について必要な資料及び議事録等は、組合と事業者が相互に作成し、確認し合うこと。

ウ 会議の内容は全ての運転員にすみやかに周知徹底すること。

(14) (略)

2から4まで (略)

第5及び第6 (略)

第7 防災管理業務

1 (略)

2 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを組合と協議して作成すること。

3及び4 (略)

5 事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに組合に連絡すること。

また、連絡後は、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第8 (略)

(2) 施設組合は、組合員の労組法上の使用者に当たるかについて、以下判断する。

ア 前提事実及び前記(1)ア(ア)、(イ)の事実によれば、組合員は、協和の従業員であり、施設組合と協和とのごみ焼却等業務委託契約に基づき、旧工場において就労していたのであるから、組合員の直接の雇用主は協和であって、施設組合は、形式的には協和の取引先の一つにすぎず、施設組合と協和とのごみ焼却等業務委託契約も平成18年3月31日までの間は単年度ごとに、同年4月1日から同年10月31日までの間は1か月ごとに締結されていたものである。

しかし、前記(1)ア(ア)、(イ)a、bの事実によれば、協和は、昭和44年度から受託者である川崎エンジニアリングの下請けとして、同49年度からは施設組合からの直接の受託者として、都合約40年にわたり、旧工場でごみ焼却等の業務を行ってきており 加えて 施設組合と協和とは、30年間以上も同一の相手方と、概ね同じ内容の契約を随意契約で交わしてきたものである。また、前記(1)ア(ア)



さい」などの具体的な指示が出されることがあり、その概要は配付資料の貼付け等の方法により、協和従業員に周知されることになっていたこと、②焼却炉停止の日程は、事前に施設組合と協和との調整の上で決定され、焼却炉の停止と運転開始時に必要な風向きの判断は施設組合が行っていたこと、③施設組合は、協和から 毎日、作業報告書の提出を受け、この作業報告書に基づき、協和の現場責任者に対して対応を指示することがあったこと、④協和が委託業務を遂行するのに必要な物品は、業務委託契約書に基づき施設組合が購入しており、不足が生じた場合には、協和から施設組合に対して物品購入依頼書を提出することになっていたことなどからしても、施設組合は協和の業務遂行に極めて強く関与し、受託者としての協和が独自の判断で業務を遂行することは事実上行われておらず、協和の従業員は、実質的には、施設組合の指揮・命令の下で業務に従事していたのと同様の状況にあったとみることができる。

(オ) 前記(ア)から(エ)までからすると、施設組合は、実質的に、協和従業員の採用、配置、労働時間等の基本的な労働条件を左右できる立場にあったとみることができる。

(カ) また、前記(1)ア(エ)、エ(コ)の事実によれば、平成元年以前には焼却炉の内部清掃を行う際に、協和の従業員と施設組合職員と一緒に焼却炉内に入って作業を行うことがあり、同8年頃に施設組合自らが発行した「25年のあゆみ」にも、協和の従業員が施設組合と一体となって業務遂行に当たっていた旨も記載されているのであるから、施設組合が、協和の立場について、ごみ焼却等業務の受託業者としての独自の判断で業務を遂行すべきであったと理解していたとみることが困難であり、むしろ協和の従業員を施設組合の指揮下にあるものと認識していたとも推認することができる。

ウ 前記イ(ア)から(エ)までに関して 施設組合は、ごみ焼却等業務委託契約の適正な履行の確保、周辺環境への配慮、適切かつ安全な施設管理及び協和の従業員の安全や健康の確保の点から必要な対応として行っていたものであり、施設組合が協和の従業員に対して直接指揮 命令を行っていたというものではない旨主張する。

確かに、地方自治法第234条の2第1項には「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければな

より行われる業務であっても請負契約としての基準を満たしておらず、労働者派遣事業に該当するものであるとして、是正指導を受けたところである。加えて 協和は、施設組合の求めにより、従業員の担当を変更することがあるとともに、従前には、施設組合の職員が選定した従業員を洗煙担当にしたこともあったことが認められるのであるから、施設組合は、本来の請負契約では行うことがないはずの、請負先の従業員の配置やその勤怠状況についての把握も行っていたとみざるを得ない。

(ウ) 協和従業員の旧工場における労働時間の決定についてみると、前記(1)イ(オ) a、b、c(a)から(c)までの事実によれば、協和は、24時間連続して業務を執行することや年末年始の操業時間等を業務委託契約書の仕様書に基づき定められていたのであり、加えて各従業員の具体的な勤務時間の予定についても技術会議において施設組合から示される「週間予定表」において記載されていたのであるから、たとえ各従業員の勤務の予定そのものは、予め協和の現場責任者から施設組合が報告を受けたものを転記したものにすぎないとしても、施設組合が請負先である協和の業務遂行時間を拘束するとともに、各従業員の具体的な勤務時間を把握していたことに変わりはない。また、協和従業員の勤務の予定は、施設組合の行う工事の都合等により変更となる場合もあったのであって、これは、施設組合が、協和従業員の勤務時間をも左右することができる立場にあったことを示すものといわざるを得ない。

(エ) 協和従業員の旧工場での日々の業務遂行の状況についてみると、前記(1)ア(イ) a(b)、エ(ア)の事実によれば、業務委託契約書の仕様書に基づき、協和は、旧工場での業務を実施するに当たっては、施設組合の指示に従うことが定められていた。

実際にも、前記(1)エ(イ)、(キ)、(ク)の事実によれば、施設組合は、協和に対して委託業務に関する指示又は要請が必要な場合には、原則として、協和の現場責任者に対して行っていたものの、夜間や休日には、施設組合の職員が、協和の従業員と電話で直接に話をし、これにより協和の従業員が修理や作業を行うことがあり、そのほかにも施設組合の職員が、巡回等の際に、協和の現場責任者を通さずに、協和の従業員に対して直接に、電気集じん機温度設定変更、焼却炉炉内温度設定、テレビ局来場に係る見学ルートの掃除、洗煙塔充填材の除去・交換作業等の数々の指示とみられる言動を行っていたことが認められる。

さらに、前記(1)エ(ウ)、(エ)、(オ)、(ケ)の事実によれば、①施設組合と協和とで毎週開催される技術会議においては、施設組合から焼却炉の点検・補修の予定等が周知されるとともに、「ごみが切れるようなら3号炉停止してくだ

ると解する余地がある。

(イ) 前記(1)ア(ア)、カ(イ)から(キ)までの事実によれば、施設組合が、新工場の運転管理業務委託契約について、随意契約ではなく総合評価一般競争入札によって決定することとしたものの、協和には、新工場での業務を落札する意欲が乏しく、旧工場での業務の他には、多くの従業員を従事させる他の業務もないのであるから、施設組合が新工場の契約方式を総合評価一般競争入札としたことは、協和による従業員の解雇に結びつく蓋然性が著しく高いものであったといえることができる。

(ウ) また、前記(1)カ(オ)、キ(ア)の事実によれば、施設組合は、新工場要求水準書に、「雇用への配慮」として、①「従業員の新規雇用を行う場合は、地元市民（岸和田市、貝塚市）への配慮を行い、新規採用者の50%以上を雇用すること」、②「本業務については、運転管理上の業務経験を必要とするので、ごみ処理施設での業務経験者の雇用にも配慮すること」と定めており、加えて、新工場への移転後の平成18年11月27日には、当時、貝塚市長が施設組合の管理者であったところ、貝塚市秘書課長が、岸貝労組に対して、37年間の道義的責任があるので今後も落札業者に対して、施設組合として雇用の働きかけをしていく旨を伝えていたのであるから、新工場でどのような労働者が就労することになるのかについて、施設組合には何らの影響力がないとまでいうこともできない。

オ 前記イ、エ判断からすると、約40年間という長期間にわたり、採用、配置、労働時間等の協和従業員の基本的な労働条件を左右できる地位にあって、実際にもその具体的な指揮・命令の下に協和従業員に日々の業務を遂行させていた施設組合は、旧工場で就労していた協和従業員の日々の就労や職場環境についてだけでなく、新工場への移転に伴う協和による解雇とその後の就労の機会の確保に関しても、現実的かつ具体的に支配 決定することができる地位にあると解すべきこととなる。

そうすると、少なくとも、岸貝労組が、組合員の新工場移転に伴う協和による解雇とその後の就労の機会の確保を議題として団交を申し入れた場合には、施設組合は、これに応じるべき労組法上の使用者に当たると解するのが相当である。

また、このように、岸貝労組と施設組合の間には集団的労使関係が存するといえるのであるから、これに加えて、旧工場で就労していた協和従業員の日々の就労や職場環境に関しても現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあった施設組合は、岸貝労組に対する組合事務所の貸与の問題に関しても 労組法上の使用者に当たると解するのが相当である。

カ なお、前記(1)イ(ウ)、(エ) a、 b、 d、カ(キ)の事実によれば、①協和には

らない」と、地方自治法施行令第167条の15第1項には「地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない」と定められており、施設組合が協和とのごみ焼却等業務委託契約の適正な履行を確保する上で、協和の従業員が就労していた旧工場のプラント内の巡回を行ったり、作業に関する報告を受けるなどの一定の監督を行うことは当然のことである。また、旧工場ではごみ焼却を行っていたのであるから、排出される灰等により周辺に悪影響を及ぼさないようにするとともに、ごみ焼却業務に従事する協和従業員の安全の確保に関しても、旧工場の設置管理者である施設組合が特段の注意を払うべきであるのも当然である。

しかしながら、前記イ判断からすると、施設組合は、上記の契約の適正な履行を確保するために必要な監督、旧工場の設置管理者として当然行うべき安全の確保等の域を越えて、その指揮下にあるかのごとく、具体的な指揮・命令の下に、協和従業員に日々の業務を遂行させていたとみるのが相当である。

エ 次に、旧工場で就労していた従業員の協和による解雇と、施設組合が新工場の運転管理業務委託契約について総合評価一般競争入札によって決定することとしたこととの関係等について検討する。

(ア)「派遣先事業者が構すべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)においては、「派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置」として、派遣先は、派遣労働者がその責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該「派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること」が求められている。

前記(1)オの事実によれば、大阪労働局は、施設組合に対し、18.10.16指導書により、旧工場での協和従業員の行っている業務の一部が、請負契約により行われているものであっても労働者派遣事業に該当するものであるとして、速やかに適正な請負に改善するか、それが困難であるならば、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提として、契約を解除するよう指導したところである。

また、前記(1)ア(ア)の事実及び前記イ、ウ判断からすると、施設組合は、契約の適正な履行を確保するために必要な監督、旧工場の設置管理者として当然行うべき安全の確保等の域を越えて、約40年間にわたり、具体的な指揮・命令の下に、協和従業員に日々の業務を遂行させていたとみられる。

そうすると、施設組合には、旧工場で就労していた協和従業員が、その責に帰すべき事由以外の事由によって協和から解雇されるような場合にあっては、当該協和従業員の新たな就業機会の確保を図ることが求められる場合もあり得

条違反)にあるとして、速やかに違法状態を解消して協和の従業員の雇用を確保するとともに「労働法」上の使用者として団交に応じるべきである旨申し入れた。

この「申入書」に対して 施設組合は、同年11月21日付け「回答書」と題する文書(岸貝清組第730号。以下「18.11.21第730号回答書」という。)により、①施設組合は、18.10.16指導書に関して、同年10月26日付けで大阪労働局に対し、是正の措置を講じることを明らかにしており、同年11月21日時点では施設組合と協和との間の契約関係に違法な点はないと認識している旨、②協和の従業員の直接雇用は法的義務とまでは解されない旨、③使用者とは考えていないので、団交には応じられない旨、回答した。

(甲51、甲52)

(エ)平成18年10月17日付けで、岸貝労組が施設組合に対して行った18.10.17団交申入れは、18.7.26団交申入れ事項に18.10.16指導書を含めて、団交に応じるよう文書で申し入れるものだった。

(甲48)

(オ)平成18年10月27日、施設組合は、岸貝労組に対し、労組法上の使用者には該当しないので、18.10.17団交申入れには応じられない旨文書で回答した。

(甲49)

(カ)平成18年11月27日付けで、岸貝労組は、施設組合に対し、「抗議文」と題する文書(以下「18.11.27抗議文」という。)により、18.10.16指導書に記載されている「労働者の雇用の安定を図ること」については何ら改善されていないなどとして、18.11.21第730号回答書に抗議するとともに、①旧工場で働いてきた労働者の雇用の安定を図ること、②速やかに団交に応じること、を要求した。

(甲53、甲57、甲60)

(キ)平成18年11月29日付けで、岸貝労組は、施設組合に対し、18.10.16是正指導書を含めて、旧工場で働いてきた労働者の雇用の安定を図るために団交に応じるよう文書で申し入れた(以下、この申入れを「18.11.29団交申入れ」という。)

(甲61)

(ク)平成18年12月1日付けで、岸貝労組は、18.11.29団交申入れに対する返答がないとして、施設組合に対し、回答するよう文書で申し入れた。

(甲62)

(ケ)平成18年12月29日付けで、岸貝労組は、施設組合に対し、①同月25日時点で、新工場の受託者に採用を希望した組合員14名中、採用されたのは2名のみであり かつ大幅な年収ダウンとなった、②旧工場で働く労働者の優先雇用を入札

旧工場を事業場とする就業規則が存在し、協和の従業員にはこの就業規則が適用されていたものとみられること、②昇給に関しても、岸貝労組は協和に対して昇給に関する要求書を提出し、協和との交渉により組合員の昇給を獲得していたものであること、③協和従業員の解雇並びに解雇予告手当及び退職金の支払は協和が行ったものであることが認められるが、これらは組合員が形式的には協和と雇用関係にあることにより生じたものとみるべきであって、このことをもって、施設組合が組合員の労組法上の使用者に当たらないということとはできない。

2 争点2 (18.7.26団交申入れに対する施設組合の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。) について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 団交申入れと施設組合の対応について

(ア) 平成18年7月26日付けで、岸貝労組が施設組合に対して行った18.7.26団交申入れは、次の事項に関して団交を行うよう文書で申し入れるものであった。

「1. (株)協和メンテナンスは岸貝清掃工場内に、ごみ処理業務の機材、財産を保有せず、また(株)協和メンテナンス従業員は、常時、貴施設組合の直接の指揮・命令の下で就労しています。

かかる実態は、派遣労働に該当することを施設組合として確認すること。

2. 労働者派遣法第40条の4及び5により、施設組合には、(株)協和メンテナンス従業員に対して、雇用申し込みを行う義務がある事を確認すること。

3. その他、添付資料を一読され、申し入れの主旨をご理解いただくよう申し入れます。

4 (略)

(甲38)

(イ) 平成18年8月2日、施設組合は、岸貝労組に対し、①労組法上の使用者には該当しないので、18.7.26団交申入れには応じられない旨、②情報交換の場である「懇談会」の開催についてはやぶさかではない旨、文書で回答した(以下、この回答を「18.8.2回答」という。)

岸貝労組は、同日、18.8.2回答に関して、施設組合に対し、文書により納得できないとして抗議するとともに、再度団交を申し入れた。

(甲39、甲40)

(ウ) 平成18年10月13日付けで、岸貝労組は、その代理人弁護士らを通じて、「申入書」と題する文書により、施設組合に対し、施設組合と協和との間の委託契約は、業務委託という形式ではあったが、実態は施設組合の指揮命令のもとで、協和の従業員が労務供給を行ってきたのであって 違法状態(職業安定法第44

いていた労働者の雇用継続を新工場の委託契約の入札条件に入れてほしい旨述べたのに対し、施設組合は対応は難しい旨回答した。

(甲13、甲386、乙6)

(ウ) 平成18年7月14日に開催された「懇談会」において、施設組合は、新工場の委託契約の入札を行うに当たっての総合評価の評価点に、地元雇用については考慮する旨述べたが、旧工場で働いていた労働者の優先雇用については回答しなかった。

(甲14、甲386、乙6)

(エ) 平成18年8月10日に開催された「懇談会」において、岸貝労組は施設組合職員の指揮・命令の下に組合員の日常業務が行われているとして、その実態を施設組合に説明し、施設組合は、施設組合の管理者(当時の貝塚市長)及び副管理者(当時の岸和田市長)に岸貝労組の要求について伝える旨述べた。

(甲16、甲386、乙6)

(オ) 平成18年8月28日に開催された「懇談会」において、施設組合は、岸貝労組の要求について、(貝塚市及び岸和田市の)市長に要求を伝えただけである旨述べるとともに、岸貝労組との懇談については、前回の「懇談会」における回答と同じであるから行っても変わりはない旨述べた。

(甲16、甲386、乙6)

(カ) 平成19年度、岸貝労組と施設組合は、ダイオキシン類に関する組合員の健康問題等に関して2回の「懇談会」を開催した。

施設組合は、平成20年3月、同12年頃の焼却処理施設に勤務する従業員の健康診断についての国の通知等を踏まえ、協和が旧工場で就労していた従業員のダイオキシン類の血中濃度検査を受ける場合の費用について一部負担することとし、協和との協議の上で負担分の支出を行った。

(乙6、証人太田正和)

(2) 18.7.26団交申入れに対する施設組合の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるかについて、以下判断する。

ア 前記(1)ア(ア)、(イ)、(エ)、(オ)の事実によれば、施設組合は岸貝労組の18.7.26団交申入れ及び18.10.17団交申入れに応じておらず、岸貝労組との団交を拒否しているので、かかる施設組合の対応に、正当な理由があるかについて以下検討する。

イ 施設組合は、協和の従業員である組合員との関係で、労組法上の使用者に当たらないため、岸貝労組の団交申入れを拒否したからといって、不当労働行為には当たらない旨主張するが、岸貝労組が、組合員の新工場移転に伴う協和による解

条件に取り入れることを拒否し、労働者を大量解雇に迫りやめた施設組合の責任は極めて重大であるなどとして、「団体交渉申入書」（以下「18.12.29団交申入書」という。）により、組合員の施設組合による直接雇用、団交の開催等を申し入れた。なお、18.12.29団交申入書による岸貝労組の要求事項は、次のとおりである。

- 「(1) 大阪労働局の労働者派遣法違反に対する是正指導（10月16日付け）に基づいて、法的責任を果たすために、協和メンテナンス岸貝労組組合員を、岸貝清掃施設組合職員として全員直接雇用すること。
- (2) 旧岸貝清掃工場で働いてきた労働者に対して、血中ダイオキシン濃度を測定する検査を、施設組合の責任と負担で行うこと。さらに検査結果に基づき必要な対策を講じること。
- (3) 埋め立て処分地及び旧岸貝清掃工場内、周辺地域へのダイオキシン類の環境汚染を徹底的に調査し、その結果を市民に公表するとともに必要な対策を実施すること。
- (4) (1)(2)(3)の問題が解決するまで、旧清掃工場の保全及び組合事務所の使用を認めること。
- (5) 上記の件で団体交渉を申し入れます。
- (6)及び(7) (略) 」

(甲63)

(コ) 平成19年1月16日付けで、施設組合は、岸貝労組に対し、①使用者ではないので、18.12.29団交申入書による団交には応じられない旨、②団交ではなく、意見を聞く場を持つことについてはやぶさかではない旨、文書で回答した（以下、この回答を「19.1.16回答」という。）。

(甲64)

(サ) 平成19年1月22日付けで、岸貝労組は、施設組合に対し、「抗議文」と題する文書により、19.1.16回答に抗議するとともに、18.12.29団交申入書と同じ事項について要求するとともに、至急団交を行うよう申し入れた。

(甲65)

(シ) 本件審問終結時、岸貝労組と施設組合の間で 団交は開催されていない。

イ 懇談会について

(ア) 岸貝労組と施設組合は、従前から 年1回程度、「懇談会」を開催し、意見交換を行っていた。

(乙6)

(イ) 平成18年6月7日に開催された「懇談会」において、岸貝労組が旧工場で働



のとみるのが相当である。

エ 新工場への移転の伴う旧工場で就労していた協和従業員の協和による解雇と、その後の就労の機会の確保に関しては、施設組合が、その限りにおいて労組法上の使用者と解するのが相当であることは、前記1(2)判断のとおりである。

これに、前記ウを併せ考えれば、施設組合は、岸貝労組の18.7.26団交申入れを真摯に受け止めて、協和が新工場の運転管理業務委託契約を落札できなかった場合には、施設組合が組合員を新たに職員として採用できるのかどうかにかかわらず、施設組合での組合員の直接雇用が可能か否か、直接雇用が不可能な場合であっても何らかの方策により組合員の就労の機会の確保ができないのかどうかについて、団交の場において、岸貝労組に対して、誠意をもって説明又は協議を行い、その理解を得られるよう努めなければならないというべきである。

オ 以上のことからすると、18.7.26団交申入れに対する施設組合の対応は、正当な理由のない団交拒否というべきであって、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

カ なお、施設組合は、地方公務員法の適用を受ける職員の採用を交渉により決定することはできないとも主張する。しかしながら、施設組合が、岸貝労組との交渉を行ったとしても、地方公務員法等の法令の規定等が存することから、その交渉の結果のみをもって直ちに組合員を職員として採用することができないと思料したとしても、その点を含めて団交において説明し、岸貝労組の理解を得るよう努めるべきである。

キ また、施設組合は、平成18年度以降、岸貝労組との間で、4回にわたり懇談会という形で誠意をもって事実上の話し合いを行ってきたとも主張する。確かに、前記(1)イ(ア)から(カ)までの事実によれば、施設組合は、岸貝労組と話し合いを行っていることは認められるが、施設組合による直接雇用を含め、組合員らの就労の機会の確保について、施設組合が、岸貝労組に対し「懇談会」において誠意をもって説明し、交渉したとまでみることはできず、「懇談会」が開催されていたことは、前記オ判断を左右するものではない。

3 争点3（施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂から退去するよう求めることは、支配介入に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 岸貝労組による旧工場の食堂の使用について

(ア) 旧工場の食堂は、事務棟1階の約3分の1程度の部分で、平成18年10月31日の旧工場の閉鎖まで、協和の従業員が食事、休憩等を行うのに使用されており施設組合の職員が食事のために使用することもあった。

雇とその後の就労の機会の確保を議題として団交を申し入れた場合には、施設組合は、これに応じるべき労組法上の使用者に当たると解するのが相当であることについては、前記1(2)判断のとおりであるため、この点に関する施設組合の主張は採用できない。

ウ 次に、施設組合は、18.7.26団交申入れ事項は「組合員である労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項」には当たらないとも主張する。

前記(1)ア(ア)、(エ)認定のとおり、①18.7.26団交申入れ事項は、(i)岸貝労組の組合員の就労実態が派遣労働に該当することの確認、(ii)施設組合に労働者派遣法に基づく雇用申込み義務があることの確認、(iii)「申し入れの主旨」を理解すること等であり、②18.10.17団交申入れ事項は、18.7.26団交申入れ事項に18.10.16指導書の件を加えたものであったことが認められるが、これらからのみでは、施設組合が岸貝労組との団交に応じなければならなかったかどうかは判然としない。

しかしながら、前記1(1)カ(イ)から(オ)まで認定のとおり、①岸貝労組は、新工場の建設が開始された平成14年頃から同18年頃まで、新工場での優先雇用等について施設組合に対して要望活動を行っていたのに対し、同年3月及び同年6月、施設組合から、旧工場で働く労働者の優先雇用を新工場の入札参加条件とすることはできない旨の回答がなされたこと、②同じ頃、協和社長は「入札に成功する自信がない」、入札に失敗した場合には「社会的常識の範囲で解決したい」、「会社は閉鎖・全員解雇」という旨を述べていたこと、③同年7月に施設組合が公表した新工場要求水準書には、旧工場で業務に従事していた労働者の優先雇用に関する項目はなかったことが認められる。

これらの事実からすると、岸貝労組が18.7.26団交申入れを行った同年7月頃には、協和は入札で新工場の業務を獲得する意欲が乏しく、協和が落札できなかった場合には、組合員は協和から解雇され、職を失うおそれが高いことが十分に予想できる状況であり、岸貝労組が、新工場へ移転後の組合員の雇用の確保に全力で当たろうとしていたことは容易に推認できる。そうすると、18.7.26団交申入れの団交事項は、結局のところ、新工場への移転に伴う組合員の協和による解雇とその後の就業の機会の確保の問題であると解するのが相当である。

そして、18.10.17団交申入れは、前記1(1)オの事実によれば、18.10.17団交申入れを行う前日に、大阪労働局が施設組合に対して交付した18.10.16指導書をよりどころとして、再度、施設組合に対して、新工場への移転に伴う組合員の協和による解雇とその後の就業の機会の確保の問題に関して団交を申し入れたも

を設置していた。

なお、上記掲示板には、岸貝労組の機関紙等の組合活動に関するもののほか、ごみ焼却等業務委託に係る連絡事項、弁当注文用紙等も貼り付けられていた。

(甲382、甲386、当事者川端裕史)

b 岸貝労組は、旧工場の食堂で、役員会議、青年部会議等を開催していた。

(甲382、甲386、当事者川端裕史)

(エ) 平成18年10月23日、岸貝労組は、協和に対し、協和が旧工場の食堂に置いていた備品である電気ポット、電子レンジ、電気冷蔵庫、テレビ及び木製水屋並びに旧工場の協和の事務所に置いていた備品であるコピー機について、同年11月1日以後、岸貝労組に譲渡してほしい旨申し入れた。

協和は、同年10月24日、上記の備品について岸貝労組に譲渡することを確認する旨の文書を岸貝労組に交付した。

(甲383、甲384)

イ 施設組合による旧工場食堂からの退去要請について

(ア) 平成18年8月31日、岸貝労組は、施設組合に対し、昭和49年の岸貝労組結成当初から旧工場の食堂の一部を組合事務所として使用し続けてきており、そのことは施設組合も承知していることであるとして、平成18年10月末の施設組合の新工場への移転後も、「(雇用)問題解決」まで、旧工場の食堂を組合事務所として使用する旨、文書で申し入れた(以下、この申入れを「18.8.31組合事務所使用申入れ」という。)。また、同年9月5日、岸貝労組は、施設組合に対し、同月14日に施設組合の施設内で決起集会を行うとして、広場及び駐車場の利用、宣伝カーの乗入れ並びに団結旗の施設内取付けについて申し入れた(以下、この申入れを「18.9.5決起集会申入れ」という。)

(甲41、甲42)

(イ) 平成18年9月8日、施設組合は、施設組合は使用者ではないとして、①協和との委託契約は同年10月末をもって終了することから、旧工場の設置管理者として、18.8.31組合事務所使用申入れを受けられない旨、②付近住民に対する迷惑等から、18.9.5決起集会申入れを受けられない旨、岸貝労組に対して文書で回答した。また、同日、施設組合は、岸貝労組に対し、岸貝労組が同年8月9日から施設内に不法に立てている組合旗を撤去するよう文書で申し入れた。

(甲43、甲44)

(ウ) 平成18年9月8日、岸貝労組は、施設組合に対し、「抗議文」と題する文書により施設組合を使用者であると認識しているとして施設組合が岸貝労組の

なお、旧工場は、食堂部分を含めて施設組合の行政財産（地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産）である。食堂については、遅くとも昭和54年4月1日付けの協和と施設組合との間のごみ焼却等業務委託契約書に添付された仕様書からは、協和に貸与する旨が記載されていた。

（甲66の3、甲67の3、甲68の3、甲69の3、甲70の2、甲71の2、甲72の2、甲73の2、甲74の2、甲75の3、甲76の2 甲76の4 乙2、乙4 証人太田正和、当事者川端裕史）

（イ）旧工場の食堂の一部を岸貝労組が使用するようになった経緯は、概ね次のとおりである。

（甲380、甲386、当事者川端裕史）

a 昭和49年3月18日、岸貝労組は、協和に対し、組合事務所の設置を要求事項に含む49.3.18要求書を提出した。同日開催された岸貝労組と協和との団交において、協和は、岸貝労組に対し、組合事務所の設置については、市の許可を得る必要があるので、もう少し待つてほしい旨述べた。

（甲380、当事者川端裕史）

b 昭和49年9月9日、協和は、岸貝労組に対し、組合事務所に関して、①早急に施設組合の局長の許可を得る、②机は旧工場の食堂にあるものを使う、などの回答を行った。

（甲380、当事者川端裕史）

c 昭和49年9月18日、協和は、岸貝労組に対し、組合事務所として、旧工場の食堂にあった協和の当時の部長であった大出某が使用している机を使用する旨回答した。

（甲380、当事者川端裕史）

（ウ）岸貝労組は、従前から、旧食堂の一部を組合事務所として使用しており、その利用状況は次のとおりである。なお、岸貝労組は、施設組合に対し、行政財産の使用許可のための手続を行ったことはない。また、後記イ（ア）のとおり、平成18年8月31日に、岸貝労組が、施設組合の新工場へ移転後も旧工場の食堂を組合事務所として使用する旨の申入れを行うまでの間、岸貝労組は、施設組合から、食堂からの退去要請等を受けたことはなかった。

（甲382、甲386、乙6、証人太田正和、当事者川端裕史）

a 岸貝労組は、旧工場の食堂の一角に、机、本棚等を設置し、パソコン、関係書類等を置くとともに、その付近に掲示板及び月間の組合活動の予定を記入するホワイトボードを設置していた。また、岸貝労組は、平成3年又は同4年頃から 旧工場の食堂に、当時の岸貝労組の代表者の名義での固定電話

た旨記載されていた。

(甲58)

(ケ) 平成18年11月21日、施設組合は、岸貝労組に対し、①前記(カ)の申入書について、「申入書について(回答)」と題する文書(岸貝清組第729号。以下「18.11.21第729号回答書」という。)により、施設組合は使用者ではないので団交には応じられない旨及び協和に対して施設組合の施設を労働組合の活動等のために貸与した事実はない旨、②前記(ク)の「抗議書」に対し、「回答書」と題する文書(岸貝清組第731号。以下「18.11.21第731号回答書」という。)により、(i)旧工場研究棟1階の事務所、食堂及び更衣室は、協和に委託業務の遂行に関連する施設として使用を認めていたものであり、協和との委託契約が終了した現時点では協和をはじめとして如何なる団体も使用することはできない旨、(ii)岸貝労組の公共施設の使用・占拠は違法であり、直ちに使用をやめ、退去するよう通告する旨、それぞれ回答した。

(甲56、甲59)

(コ) 岸貝労組が施設組合に提出した18.11.27抗議文には、18.11.21第729号回答書及び18.11.21第731号回答書に対する抗議として、「貴職が言う食堂、私たちの言う組合事務所の件ですが、私たちの雇用は何ら改善されていません。そのためやむを得ず、貴職が言う食堂を利用しているだけであります」と記載されていた。

(甲53、甲57、甲60)

(サ) 施設組合は、新工場への移転に伴い、旧工場を閉鎖したが、本件審問終結時、岸貝労組は、旧工場の食堂を、組合事務所として使用している。

(証人太田正和)

(2) 施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂から退去するよう求めることは、支配介入に当たるかについて、以下判断する。

ア 施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂を組合事務所として使用することを認めていたかどうかについて検討する。

(ア) 施設組合は、旧工場の食堂は、ごみ焼却等業務委託仕様書に基づき、ごみ焼却等の業務の遂行に関して協和に使用することを認めていたものであって岸貝労組又は組合員に対して食堂の使用を認めたことはない旨主張する。

確かに、前記(1)ア(ア)、(ウ)認定のとおり、①旧工場は、食堂部分を含めて施設組合の行政財産であること、②岸貝労組は、施設組合に対し、旧工場の食堂について、行政財産の使用許可のための手続を行ったことはないことが認められ、施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂の使用許可を行っていない

団交申入れを拒否したこと、組合旗撤去を申し入れたこと及び18.9.5決起集会申入れを受けられないと回答したことは、組合活動に対する不当弾圧であるとして抗議するとともに、雇用問題解決まで組合事務所の使用を続ける旨申し入れた。

(甲45)

(エ) 平成18年9月14日、岸貝労組は、支援者らとともに、「岸貝清掃施設組合は雇用を守れ、協和メンテナンス労組決起集会」を旧工場北門前で開催した。その際、施設組合は、当該集会参加者の旧工場内への入場を拒んだ。

(甲18、甲386)

(オ) 平成18年9月20日、岸貝労組は、施設組合に対し、同日、施設組合が、電話により組合旗撤去の申入れを行ったとして、文書により抗議した。

同月26日、施設組合は、上記の岸貝労組の抗議に対する回答として、施設組合は、協和に対して、労働組合の活動等のために施設組合の施設を貸与した事実は全くない旨回答するとともに、組合旗、のぼり等を早急に撤去するよう文書で申し入れた。

施設組合は、同年10月27日にも 岸貝労組に対し、再度、文書で、上記と同様の申入れを行った。

(甲46、甲47、甲50)

(カ) 岸貝労組は、施設組合に対し、平成18年11月14日付け「申入書」と題する文書により、①協和からは、旧工場の食堂については、同月15日を期限として施設組合から借りていると聞いたのに加え、②施設組合の職員からは、旧工場の正門を同月16日以降閉鎖するとも聞いたとして、雇用問題に関して施設組合が誠実に団交に応じるまでの間、引き続き食堂を使用する旨申し入れた。

(甲54)

(キ) 平成18年11月16日、岸貝労組は、施設組合に対し、施設組合から旧工場の閉鎖と食堂からの即時退去を求められたとして、旧工場撤去の件等に関して団交に応じるよう申し入れた。

(甲55)

(ク) 平成18年11月17日、岸貝労組は、施設組合が同月16日以降は旧工場の食堂の使用を認めない旨を協和から告げられたとして、①食堂兼組合事務所の確保のために行動に移る旨、②施設組合は、一日も早く雇用の促進・安定を図るためテーブルについてほしい旨等が記載された、「抗議書」と題する文書により、施設組合に対し、抗議を行った。なお、「抗議書」には、協和は、旧工場の閉鎖に伴い、残務整理と雇用のあっせんの場合として、同月15日まで食堂を使用してき

組合の施設を労働組合の活動等のために貸与した事実はない旨、(ii)旧工場研究棟1階の事務所、食堂及び更衣室は、協和に委託業務の遂行に関連する施設として使用を認めていたものであり、協和との委託契約が終了した現時点では協和をはじめとして如何なる団体も使用することはできない旨、(iii)岸貝労組の公共施設の使用・占拠は違法であり 直ちに使用をやめ、退去するよう通告する旨回答したことが認められる。

これらの施設組合が岸貝労組に申し入れた文書からは、施設組合は、施設組合と協和との委託契約が終了したことに加えて、旧工場を組合活動のために貸与したことはないこと理由として、岸貝労組に対し、旧工場の食堂からの退去を求めたものと解されるが、前記ア判断のとおり、施設組合は岸貝労組による食堂の使用を黙認していたものとみざるを得ないことからすれば、その対応に問題がなかったとは言い難い。

(イ) しかしながら、前記(1)イ(サ)認定のとおり、旧工場については、岸貝労組が食堂を事実上組合事務所として使用してはいるものの、施設組合は新工場に移転し、旧工場を閉鎖していることが認められるので、設置管理者である施設組合が、旧工場を撤去する予定があるかどうかはともかくとして、第三者の旧工場への立入りを禁じたり 旧工場からの退去を求めたりすることは、不合理なこととはいえない。

(ウ) 前記(1)イ(ケ)認定のとおり、施設組合の18.11.21第731号回答書には、協和との委託契約が終了した現時点では協和をはじめとして如何なる団体も(旧工場を)使用することはできない旨が記載されていることに、施設組合が旧工場の設置管理者であることを併せ考えると、施設組合の18.11.21第731号回答書は、旧工場の設置管理者としての施設組合が、閉鎖した旧工場について何人にも使用を認めないとの意思を表示したものであるとみるべきであって、ことさら岸貝労組を排除しようとして退去を求めたものと認めることはできない。

また、前記(1)イ(イ)、(エ)、(オ)認定のとおり、施設組合は、岸貝労組に対し、許可を得ずに設置されていた組合旗の撤去を求めたり、決起集会参加者の旧工場内への立入りを認めなかったことが認められるが、これは旧工場の設置管理者としての管理権の行使とみるのが相当であり、これをもって施設組合が岸貝労組の弱体化を企図していたとまではみることはできず、その他、施設組合が岸貝労組の弱体化を企図して、岸貝労組に旧工場からの退去を求めたと認めるに足る疎明もない。

ウ 以上のとおりであるので、施設組合が岸貝労組の旧工場食堂の使用を黙認していたことを考慮しても、施設組合が、岸貝労組に対し、旧工場の食堂からの退去

かったことは明らかである。

(イ) しかしながら、前記(1)ア(ア)、(イ) a 認定のとおり、①旧工場の食堂は、ごみ焼却等業務委託契約書に添付された仕様書に基づき協和に「貸与」されていたこと、②昭和49年頃、岸貝労組の組合事務所設置の申入れに対し、協和は、市の許可を得る必要があるため、もう少し待ってほしい旨述べたことがあったことが認められ、岸貝労組の組合事務所設置の申入れを受けた協和が、岸貝労組に回答を行うに先立ち、旧工場の設置管理者である施設組合と何らかの協議をしていたであろうことは容易に推認できる。

(ウ) 加えて、前記(1)ア(ア)、(イ) a から c まで、(ウ) a、b 認定のとおり、①旧工場の食堂は、協和の従業員が食事、休憩等を行うのに使用されており、施設組合の職員が食事のために使用することもあったこと、②岸貝労組は、昭和49年頃から、協和との協議の上、旧工場の食堂の一角に机、本棚等を設置して、書類等を置いて組合活動のために使用していたことが認められる。

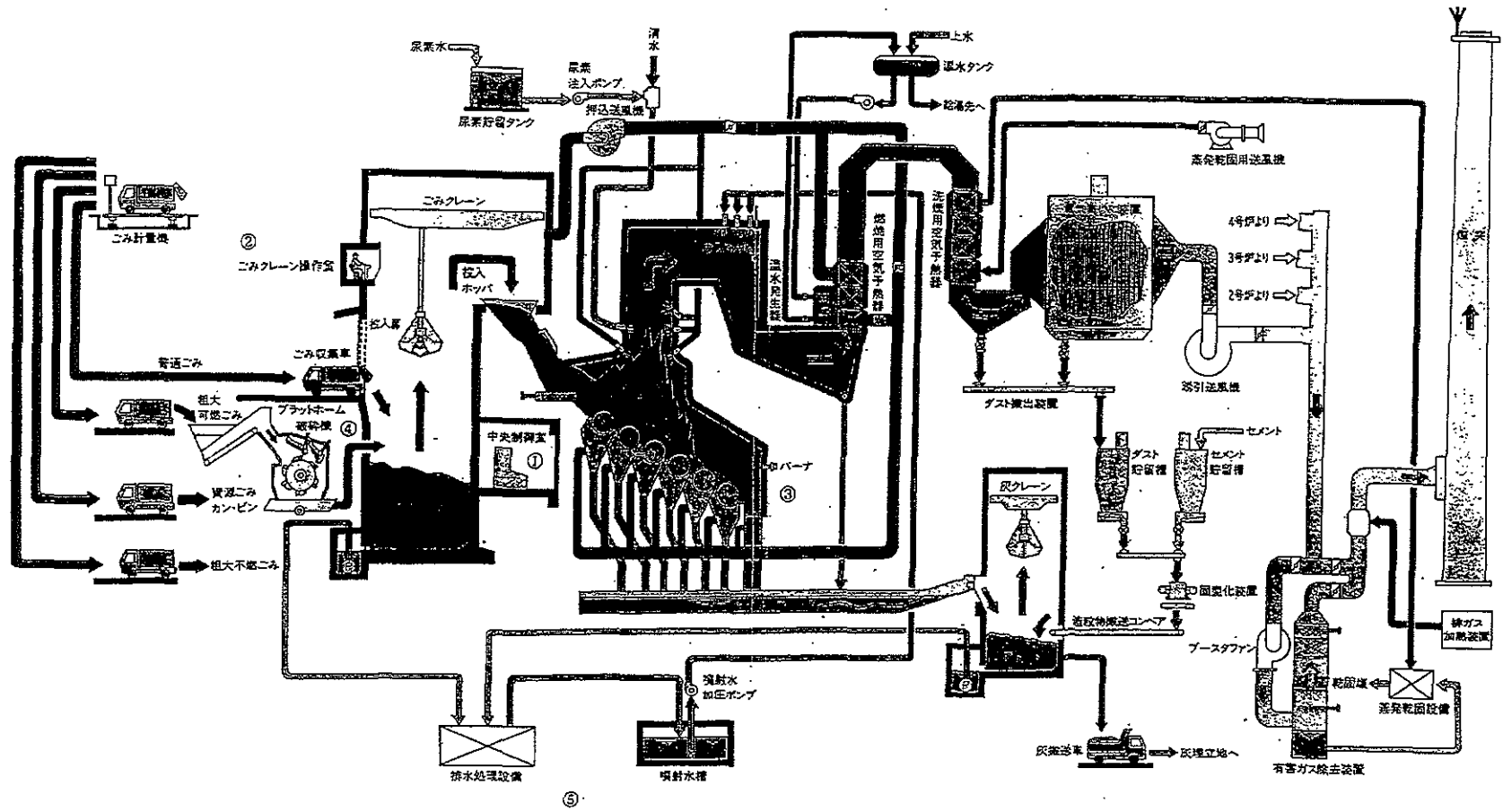
これらの事実からすると、実際に岸貝労組は旧工場の食堂の一部を30年間以上にわたり組合活動のために使用し、施設組合の職員もこの食堂に出入りしていたのであるから、施設組合が、岸貝労組が食堂を使用していることを知らなかったとは到底考えられない。

(エ) さらに、前記(1)ア(ウ)認定のとおり、平成18年8月31日に、岸貝労組が、新工場移転後の食堂の使用の申入れである18.8.31組合事務所使用申入れを行うまでの間、岸貝労組は、施設組合から、食堂からの退去要請等を受けたことはなかったことが認められ、これに前記(イ)判断のとおり、岸貝労組の組合事務所設置の申入れがあった際に協和が施設組合と何らかの協議をしていたであろうと推認できることを併せ考えれば、施設組合は、岸貝労組が旧工場の食堂を組合活動のために使用することを黙認していたものとみざるを得ない。

イ そこで、施設組合が、岸貝労組に対して旧工場の食堂からの退去を求めたことが、岸貝労組から団結の拠点である組合事務所を奪うことによって、岸貝労組の弱体化を企図した支配介入に当たるかについて検討する。

(ア) 施設組合が岸貝労組に対して旧工場の食堂からの退去を申し入れた文書についてみると 前記(1)イ(イ)、(オ) (ケ) 認定のとおり ①平成18年9月8日 使用者ではないとして、協和との委託契約は同年10月末をもって終了することから、旧工場の設置管理者として、18.8.31組合事務所使用申入れを受けられない旨文書で回答したこと、②同年9月26日、協和に対して、労働組合の活動等のために施設組合の施設を貸与した事実は全くない旨回答したこと ③同年11月21日 18.11.21第729号回答書及び18.11.21第731号回答書により、(i)施設





○プラント内

- ① (運転係 係長、制御室、洗煙設備) 協和従業員 3名 (4班)
- ② (運転係: クレーン) 協和従業員 2名 (4班)
- ③ (運転係: 炉・機器) 協和従業員 2名 (4班)
- ④ (日動係 プラットホーム・破砕機 排水処理) 協和従業員 4名
- ⑤ (日動係 整備) 協和従業員 4名

○プラント外

- 現場代理責任者: 協和従業員 1名
- 副責任者: 協和従業員 1名
- (日動係: 清掃) 協和従業員 2名

を求めたことは、不合理なものとはいえず、施設組合が岸貝労組の弱体化を企図して、岸貝労組に旧工場の食堂からの退去を求めたとはいえない。よってこの点に関する本部及び岸貝労組の申立ては棄却せざるを得ない。

#### 4 救済方法

本部及び岸貝労組は謝罪文の掲示をも求めるが、主文2をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により 主文のとおり命令する。

平成21年2月10日

大阪府労働委員会

会長 高 階 叙 男 印

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H17.7.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月30日(土)の花火大会のごみ搬入について、8月1日(月)午前6:00開門、ごみ投入後閉門を協和をお願いします。</li> <li>・7月29日(金)30日(土)に深井戸ピットレスユニット吐出管補修工事を実施しますので、工事場所周辺に駐車をしないで下さい。</li> <li>・1～3号炉用灰ピット析泥上げ及びストレーナ穴あき修理</li> <li>・8月12日(金)灰分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8月の月間予定表配付</li> <li>○H17.7.29～8.4までの週間予定表配付</li> <li>・29日(金)井戸工事8:30作業開始しますので、それまでに処理水槽、各ポンプ槽満水にしておく。</li> <li>・洗煙装置運転は8月1日(月)をお願いします。</li> </ul>
H17.8.4	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.8.5～8.11までの週間予定表配付</li> <li>・8月4日(木)スラリーの注入量2.22→4.44</li> <li>・8月11日(木)薬剤吹入12→43Hz</li> </ul>
H17.8.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月12日(金)午前中に場外周辺道路の溝掃除をお願いします。</li> <li>・8月11日(木)の技術会議終了し2号炉ごみ投入停止、24時間冷却後クリンカー落とし実施してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.8.12～8.18までの週間予定表配付</li> <li>・ダイオキシン測定のため15日16日、家庭ごみ100t予備においてほしい。</li> <li>○「ダイオキシン類測定のお知らせ」配付</li> <li>「8月17日(水)にダイオキシン類測定を実施します。本日の技術会議終了後、次の設定・変更および確認をしてください。</li> <li>1. 生成防止剤の噴霧量 12ヘルツから43ヘルツに周波数設定変更。</li> <li>2. EP入り口温度 各炉とも200度に設定。</li> <li>3. CO濃度 50PPM以下。(目標20PPM)</li> <li>4. 尿素噴霧 指示あるまで噴霧中止。</li> <li>5. 活性炭 4.44kg/hに設定しているかを確認。</li> <li>※ダイオキシン類測定は10時～15時と思いますので炉内温度に注意して運転してください。」</li> </ul>
H17.8.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月20日(土)AM9:00に3号炉ごみ投入停止してください。(クリンカー除去のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.8.19～8.25までの週間予定表配付</li> <li>・19日(金)洗浄装置は連絡後に停止</li> </ul>
H17.8.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉の運転は9月2日(金)からの予定ですので、それまでにEP関係の点検をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○9月月間予定表配付</li> <li>・10月停電予定3、4時間</li> <li>・11月末煙突掃除予定</li> <li>○H17.8.26～9.1までの週間予定表配付</li> </ul>
H17.9.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみが切れた時点で2号炉停止、冷却に入ってください。(クリンカー除去のため)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.9.2～9.8までの週間予定表配付</li> <li>・1、4号炉の切り替えは、1号EP工事終了後運転停止してをお願いします</li> </ul>
H17.9.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月6日(火)にごみピットに落ちた人がいますので、くれぐれも注意して下さい。</li> <li>・9月10日(土)、11日(日)でごみが切れたら、3号炉停止して下さい。</li> <li>・9月13日(火)～16日(金)の間に祭礼のごみが搬入されるので、北門の開閉をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.9.9～9.15までの週間予定表配付</li> </ul>
H17.9.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿が使用されているおそれがある場所(新・旧ごみピット、新油圧ユニット室、熱風発生炉室)において作業をする場合は、念のため必ず防護具を着用してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.9.16～9.22までの週間予定表配付</li> <li>・9.16(金)ごみ搬入は時間を守って下さい。早く開けないように。</li> <li>・ごみ不足の場合2号炉停止して下さい。</li> </ul>
H17.9.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22日PM5:00からごみ調整の為1号炉投入停止</li> <li>・ごみクレーンのワイヤーが異常に切れた為、点検を密をお願いします。</li> <li>・煙突横のガラの撤去をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.9.23～9.29までの週間予定表配付</li> </ul>
H17.9.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉と4号炉の切替に日程は後日連絡します。</li> <li>・洗浄装置の運転は、洗煙塔入口ダクトのマンホール蓋の修理が終了し2日運転します。</li> <li>・10月祭礼の焼却炉運転について、後日連絡します。</li> <li>・6日(木)にクレーン性能検査がありますので、5日(水)にごみクレーンのエア吹きをお願いします。</li> <li>・煙突横のガラの撤去は(申立外業者名)の工事が終了し2日撤去してもらいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10月月間予定表配付</li> <li>○H17.9.30～10.6までの週間予定表配付</li> <li>・5日 クレーンエア吹き掃除(ごみ、灰)2直で</li> </ul>

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H17.6.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4日(土)のAM8:00にEPのヒータを入れてください。</li> <li>・4日作業終了後、焼却炉立ち上げますが、炉内・EP内・煙道内に作業員がいないのを確認してください。</li> </ul>	○H17.6.3～6.9までの週間予定表配付
H17.6.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11日(土)午後からごみピット5番屏を取り替えます。</li> <li>・安全週間の準備期間は今月末まで、安全週間は7月1日(金)～7日(木)までです。くれぐれも怪我等のないように注意してください。</li> <li>・6月14日(火)から始まる下水道工事に伴うごみ搬入車ルートについて。</li> </ul>	○H17.6.10～6.16までの週間予定表配付 ・3号炉停止予定(6.14～7.20頃まで)
H17.6.16	—	○H17.6.17～6.23までの週間予定表配付 ・3号炉投入ホッパ下部シュートはずす(6.17から3・4週間)
H17.6.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.1原水槽の清掃に伴う連絡事項を別紙にて説明しました。</li> <li>・7月8日(金)に排ガス測定(ダイオキシン)を(申立外業者名)にて行います。</li> </ul>	○H17.6.24～6.30までの週間予定表配付 ○「No.1原水槽の清掃に伴う連絡事項」配付 「・清掃日は6月30日です。 ・清掃当日には、No.1原水槽の水位を低水位になるように運転してください。 ・灰ピットに汚泥を搬入しますので灰及び水はできるだけ事前に減らしてください。 ・清掃前日(29日)に深井戸逆流タイマーをオフにして下さい。(復帰を忘れないように!) ・水槽内に入るときは、必ず酸素及び硫化水素濃度を測定してください。 ・水槽内の換気は前日から行ってください。但し、近隣住民に対する騒音等には十分注意して下さい。 ・灰ピット(大阪側)に11tバキューム車が入るので通行の妨げになるようなものは片付けておいて下さい。(灰クレーンの移動もお願いします。) ・清掃終了後、散気管の目詰まりを取る作業を行いますので整備班は午後から準備しておいて下さい。」
H17.6.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月1日より安全週間です。くれぐれも事故、けが等のないように注意してください。</li> <li>・3号炉EP停止中に、スクリューコンベア、ロータリーバルブの点検を実施します。</li> <li>・ダイオキシン類測定に伴う実施事項を別紙にて説明しました。</li> </ul>	○7月の月間予定表配付 ・7月19日から順番にクリンカー落し ○H17.7.1～7.7までの週間予定表配付 ・洗浄装置は連絡後運転 ○「ダイオキシン類測定のお知らせ」配付
H17.7.7	—	○H17.7.8～7.14までの週間予定表配付 ・7月13日に大阪府立入検査(EP及び工場内掃除) ・洗浄装置の運転再開は未定(連絡後に運転) ・7月15日環境測定(11日から14日で炉エア吹き・真空掃除)
H17.7.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日洗煙塔PH計を代替品と取り替えました。なお、PH計の洗浄は毎日1回(1直)お願いします。</li> <li>・正門から車で出入りするときは、交通ルールを守ってください。</li> </ul>	○H17.7.15～7.21までの週間予定表配付 ○「正門の交通安全について」配付 洗煙装置の通ガスは本日業者が工事終わってから、連絡後お願いします。 ・15日(金)作業環境測定があるので炉室の掃除等お願いします。 ・深井戸調整をお願いします。(82t/h) もしごみ不足の場合1号炉停止をお願いします。
H17.7.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月29日(金)～30日(土)に深井戸ピットレスユニット吐出管補修工事を行います。よって、29日(金)AM5:00に各炉ごみ投入停止して下さい。</li> <li>・灰ピット槽(1～3号)に汚泥等が堆積していますので、29日(金)に1直で汚泥上げ作業を実施してください。</li> <li>・29日(金)ごみ投入停止する前に井水受水槽や処理水槽を満水にして下さい。</li> </ul>	○H17.7.22～7.28までの週間予定表配付 ・7.29及び7.30通常出勤 洗浄装置は連絡後運転

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H17.12.15	—	○H17.12.16～12.22までの週間予定表配付 ・ごみ調整の場合4号炉を停止して下さい。 ・E P放電極点検の為、(施設組合職員)がメーカーに連絡後段取りがついてから連絡します。(炉停止、運転、切替えを)
H17.12.22	—	○1月月間予定表配付 ○H17.12.23～12.29までの週間予定表配付 ・噴射水加圧ポンプNo.1オーバーホール12月26日(月)予定 ・今週ごみが足りない場合、2号炉停止をお願いします。 ・年末ごみが多い場合4基運転予定 ・年始の洗煙の運転は16日ごろ予定です。 ・年始2、3、4号炉運転予定 ○「平成17年度 年末年始焼却炉の運転について」配付 ①12月31日(土) ごみ投入停止午前10時～ 作業終了午後3時 ②1月4日(水) 午前9時～(機器点検後運転) ※但し 搬入ごみ量により運転及び停止時間変更あり。 ◎年末年始の勤務体制 ①12月30日(金)9時～17時15分 ●出勤者(施設組合職員3名の名) ②12月31日(土)9時～15時 ●出勤者(施設組合職員3名の名) ③1月4日(水)9時～17時15分 ●出勤者(施設組合職員3名の名)』
H18.1.6	—	(資料配布のみ) ・1月13日議会AM10:00～(音注意)
H18.1.12	・13日(金)組合議会開催10:00～ ・議会開催に伴う連絡事項(噴水横及び事務所前駐車場は空けておいて下さい。正門から事務所前まで清掃しておいて下さい。) ・21日(土)9:00に2、3、4号炉ごみ投入停止、22日(日)15:00に運転開始。	○H18.1.13～1.19までの週間予定表配付 ・洗煙は20日、風向きをみて停止です。(連絡します) ・洗浄装置は連絡後運転 ・作業環境測定AM9:00～PM16:00 ダンピング停止 炉内圧引ききみ(うす焚き)
H18.1.19	—	○H18.1.20～1.26までの週間予定表配付 ・炉停止 後日連絡します。
H18.1.28	・28日(土)3:00に2号炉ごみ投入停止。(8:00より、2号電気集じん器のガス抜き用のマンホール取付の為) ・29日(日)4:00に3、4号炉ごみ投入停止。高圧受電設備点検終了後、運転開始。	○2月月間予定表配付 ○H18.1.27～2.2までの週間予定表配付 ・炉停止時にFDFダンパ開度20%以上開けないように。 運転時 スラリー 2.22→4.44変更
H18.2.2	・4日(土)、5日(日)ごみが切れるようなら3号炉停止して下さい。 ・11日(土)の全炉停止は午前8:00ごみ投入停止予定。	○H18.2.3～2.9までの週間予定表配付
H18.2.9	・11日(土)の全炉停止は午前8:00にごみ投入停止。 ・12日(日)15:00以降、整備点検終了しだい、3、4号炉運転して下さい。(1号炉については乾燥焚き終了後運転。) ・上水揚水ポンプグランドパッキンより水漏れのため修理します。 消防用設備点検は、今月中に行います。	○H18.2.10～2.16までの週間予定表配付 1号炉乾燥焚きは市から連絡後 薬剤吹込装置15日10時から43Hz
H18.2.16	2月17日(金)午前中に消防訓練を行います。	○H18.2.17～2.23までの週間予定表配付 ・1号炉16日AM10:00運転
H18.2.23	・3月3日(金)の全炉停止は午前11:00にごみ投入停止。 ・3月6日(月)午前7:00、点検整備作業終了しだい1、2、3号炉運転開始。 ・2号誘引送風機の基盤交換を3月中に行います。	○3月月間予定表配付 ○H18.2.24～3.2までの週間予定表配付 ・27日(月)1～3号炉用噴射水槽掃除終了後3号炉運転予定 ・27日(月)1～3号炉用噴射水槽内掃除しますので、当日朝までに水槽空にして、4号炉の噴射水槽No.1No.2を使用して下さい。 ・2日(木)洗煙停止予定 ・7日(火)洗煙運転予定
H18.3.2	・3月6日(月)の焼却炉立ち上げは1、2、4号炉に変更します。 ・2号誘引送風機プリント基盤交換は3月14日～16日の間に変更します。	○H18.3.3～3.9までの週間予定表配付 ・3日AM11:00ごみ投入停止 洗浄装置は連絡後運転

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H17.10.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスベストが使用されているかどうかの分析検査の結果、含有なしでした。</li> <li>・10月11日(火)貝塚市の議員視察(下水道工事)に伴う車が止まりますので正門からの進入路に駐車しないでください。</li> <li>・10月6日(木)のクレーン性能検査の結果、本体については指摘はありませんでした。</li> <li>・煙突横のガラスの撤去は10月15日(土)から10月22日(土)に変更し、(申立外業者名)にて行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.10.7~10.13までの週間予定表配付</li> <li>・11日(火)連絡後2、4号切替予定</li> <li>・洗煙連絡後</li> </ul>
H17.10.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚市下水道課が南門河川のブロックかさ上げ工事を10月20日(木)すぎごろから4~5日間予定しています。これに伴い、南門横駐車場を作業場として使用します。</li> <li>・炉排水処理からの再利用水の戻りの水量が低下しています(15m<sup>3</sup>/h→10m<sup>3</sup>/h程度)。今後、対策検討します。</li> </ul>	○H17.10.14~10.20までの週間予定表配付
H17.10.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貝塚市下水道課の南門側河川のブロックかさ上げ工事が日程変更になりました。工事日程未定、日程決まりしだい連絡します。</li> <li>・炉排水処理再利用水ポンプ能力低下の調査結果について、吸込管の詰まり掃除済。</li> <li>・受電設備点検整備の日程が変更になります。日程が決まりしだい連絡します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.10.21~10.27までの週間予定表配付</li> <li>・洗浄装置連絡後</li> </ul>
H17.10.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電設備点検整備の日程が平成18年1月29日(日)に決まりました。</li> <li>・年末、年始のごみ直接搬入受付時間について(別紙)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○11月月間予定表配付</li> <li>○H17.10.28~11.3までの週間予定表配付</li> <li>・洗煙運転27日 14:00水運転 15:00通ガス</li> </ul>
H17.11.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿浄化槽の清掃を来週か再来週に行います。</li> <li>・ごみが切れた時点で1号炉ごみ投入停止、24時間冷却後クリンカー落しを実施してください。</li> </ul>	○H17.11.4~11.10までの週間予定表配付
H17.11.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日(10日)に混練造粒機のモーター調査しましたが原因が特定出来ず、しばらく様子をみます。25日に再来場して調査します。(申立外業者名)</li> <li>・11日ごみ分析があるので4号炉投入口付近を掃除しておいてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.11.11~11.17までの週間予定表配付</li> <li>・25~26日全停で1号新温水循環ポンプ交換</li> <li>・週末ごみが少ない場合4号炉停止、クリンカー落し</li> </ul>
H17.11.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24日の焼却炉停止は、11:00にごみ投入停止。15:00終了予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H17.11.18~11.24までの週間予定表配付</li> <li>・25日8:00から12:30、26日8:00~12:30洗車場使用禁止これにともない、ごみピットNo.1、No.2扉前、灰クレーン積出場(大阪側)使用します</li> <li>・炉停止中でないところあつたら書き出してください。</li> </ul>
H17.11.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみピット等の火の始末には十分注意してください。</li> <li>・1号調湿機用をはずして3号調湿機に取り付けてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○12月月間予定表配付</li> <li>○H17.11.25~12.1までの週間予定表配付</li> <li>26日(土) 2、3、4号炉作業終了後運転</li> <li>洗煙 市の連絡後</li> </ul>
H17.12.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗煙塔攪拌機(浜側)、異音のため停止中。</li> <li>・受水槽及び高架水槽清掃の日程は来週に返答します。(焼却炉の停止が必要なため)</li> <li>※1月21日(土)の予定</li> <li>・年末の大掃除はできる範囲で少しずつ実施してってください。</li> <li>・洗煙排水処理設備の薬品混合槽の清掃を1月末頃行う予定です。</li> </ul>	○H17.12.2~12.8までの週間予定表配付
H17.12.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗煙塔の攪拌機は今後、山側のみで運転します。</li> <li>・洗煙排水処理設備のNo.1薬品混合槽の清掃は1月31日(火)で考えています。</li> <li>・1号炉のクリンカー除去及びEP確認終了後、2号炉と切替えて下さい。(2号炉クリンカー除去のため)</li> </ul>	○H17.12.9~12.15までの週間予定表配付

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H18.6.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月1日(土)、2日(日)にごみが切れるようなら3号炉停止してください。</li> <li>・ 煙突煙道清掃を8月4日(金)、5日(土)に予定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○7月月間予定表配付</li> <li>○H18.6.30~7.6までの週間予定表配付</li> <li>・ 2号炉 3日(月)運転予定</li> <li>・ 7月14日(金)作業環境測定予定 それまでに炉室の真空掃除エアークイ掃除をお願いします。</li> <li>・ 洗煙は現在停止していますが、修理(整備)おわりしだい運転します。</li> </ul>
H18.7.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7月8日(土)焼却炉1基・洗浄運転の条件で、①電気②苛性ソーダ③灯油の時間当り使用量調査を行います。尚、8日(土)の8時から2、4号炉ごみ投入停止。</li> <li>・ 7月14日(金)作業環境測定を実施しますので、11日(火)~13日(木)炉室内の掃除をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.7.7~7.13までの週間予定表配付</li> </ul>
H18.7.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗浄装置は風向きがよければ17日に運転します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.7.14~7.20までの週間予定表配付</li> <li>・ 7月15日(土)11:00投入停止 15:00終了</li> <li>・ 7月16日(日)出勤15:00</li> </ul>
H18.7.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尿素、活性炭、アッシュナイト、シャインスターは今後発注しません。また、塩鉄、硫酸も発注を控えてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.7.21~7.27までの週間予定表配付</li> </ul>
H18.7.27	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8月月間予定表配付</li> <li>○H18.7.28~8.3までの週間予定表配付</li> <li>・ 8月運転予定 1週間ぐらい。</li> </ul>

開催日	議事録からの抜粋	その他(手書部分、配付物等)
H18.3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月9日(木)1号灰クレーン異音の為、午後より(申立外業者)確認に来所。異常があれば3月10日(金)午後から(申立外業者)により点検、修理します。</li> <li>・3月13日(月)の2号炉と3号炉の切替は排ガス測定終了しだい行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.3.10～3.16までの週間予定表配付</li> <li>・本日No.3噴射水加圧ポンプオーバーホール終了予定</li> </ul>
H18.3.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉と4号炉の切替を2号炉の整備作業終了しだい行います。</li> </ul>	○H18.3.17～3.23までの週間予定表配付
H18.3.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4号炉EP集じん板穴あきの為修理しますが、修理に10日程かかる予定なので日程決まりしだい連絡します。</li> <li>・消防用設備等点検での不良箇所の整備を来週中に行う予定です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.3.24～3.30までの週間予定表配付</li> <li>・3月25日、26日連続運転</li> </ul>
H18.3.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月8日(土)午前11:00に全炉ごみ投入停止、4月9日(日)午後3:00に運転開始予定。</li> <li>・煙突煙道清掃に伴い4月27日(木)午前11:00に全炉ごみ投入停止、4月29日(土)清掃作業終了後運転開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月月間予定表配付</li> <li>○H18.3.31～4.6までの週間予定表配付</li> </ul>
H18.4.6	—	○H18.4.7～4.13までの週間予定表配付
H18.4.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月14日(金)に、4号炉No.1噴射水加圧ポンプを分解します。</li> </ul>	○H18.4.14～4.20までの週間予定表配付
H18.4.20	4月21日(金)午前10:00洗浄装置停止予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.4.21～4.27までの週間予定表配付</li> <li>・23日炉は業者終わりしだい運転</li> <li>・21日洗煙AM10:00停止、後水抜き</li> <li>・24日洗煙塔PH計戻り配管修理、後運転</li> </ul>
H18.4.27	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○5月月間予定表配付</li> <li>○H18.4.28～5.4までの週間予定表配付</li> <li>・29日(土)のごみの量を見て2号炉を停止、また連絡します。</li> <li>・3号炉は、スプレーを抜ける温度まで下げて、ポンプを止めて、配管の修理をする。連絡後</li> <li>・5月1日(月)1、3、4号炉運転</li> <li>・5月10日から小学生の見学があります。見学コースの掃除お願いします(手すり等ふき掃除)。4号炉側の階段は掃除機を使用してキレイにお願いします。</li> </ul>
H18.5.4	—	(資料配布のみ)
H18.5.11	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.5.12～5.18までの週間予定表配付</li> <li>・洗浄装置の運転 予定より遅れる可能性あり</li> </ul>
H18.5.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉内クリンカー発生により運転に支障がある為、1号炉は22日(月)クリンカー除去作業終了後、運転します。なお、21日(日)の3、4号炉運転時に1号炉内冷却する為、1号IDFも運転してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.5.19～5.25までの週間予定表配付</li> <li>・1、3、4号炉 5月20日11:00停止予定</li> <li>・洗浄装置 18日、19日停止予定 22日運転連絡後</li> </ul>
H18.5.25	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6月月間予定表配付</li> <li>○H18.5.26～6.1までの週間予定表配付</li> </ul>
H18.6.1	—	○H18.6.2～6.8までの週間予定表配付
H18.6.8	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.6.9～6.15までの週間予定表配付</li> <li>・10日(土)AM11:00投入停止</li> <li>11日(日)2直から 2、3、4号炉運転</li> </ul>
H18.6.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉、炉内側壁にクリンカが発生しているので風向きを確認しながら1号炉に切り替えます。</li> <li>・職業体験学習(中学校6名)が22日・23日の両日9:00～15:00まであります。</li> <li>・焼却炉にFRP繊維が入ってましたので今後はさらに注意するようにお願いします。</li> </ul>	○H18.6.16～6.22までの週間予定表配付
H18.6.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.1灰流しポンプが故障しておりますが 修理はしません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○H18.6.23～6.29までの週間予定表配付</li> <li>・排ガス加熱 熱風発生炉温度260℃→240℃ 下限230℃</li> </ul>



○洗煙担当

日付	文 書 名 等	
(不明)	夜間(21:00~9:00)の運転管理	(申立外業者作成のもの)
H4. 1. 10	2号(Nox、CO、O2)3号(Nox、CO)指示計の保守、点検について	日常点検(1直1回点検) 週点検(1直勤務者で毎週火曜日) 月点検等(1直勤務者) 2月から洗煙担当が主担として維持管理を行ってください 月点検等は(施設組合職員)が立ち会います
H4. 1. 10	Nox計定期交換部品予定表	
H6. 8. 10	1~4号(Nox、CO、O2)窒素酸化物濃度計の保守点検について	日常点検(1直1回点検) 週点検(1直勤務者で毎週火曜日) 月点検等(1直勤務者)
(不明)	Nox計定期交換部品予定表	
H6. 8. 10	ポータブル・デジタル表示酸素・硫化水素ガス測定器取扱説明書	
H6. 8. 10	排ガス洗浄装置 洗煙塔PH計 循環受槽PH計取扱説明書(運転条件の設定)	
H6. 12. 28	排ガス洗浄装置(平成6年度)	年末停止時における苛性ソーダ配管凍結防止の操作手順
H6. 12. 28	排水処理施設の年末操作手順	年末停止時の処置、井水配管の凍結防止処置等
H6. 12. 28	排水処理施設の年始操作手順	
H6. 12. 28	脱硝設備年末年始の操作手順	
H7. 1	洗煙設備運転方法変更について	
H7. 4. 18	洗煙排水送水電動弁の取扱について	
(不明)	洗煙設備整備作業	H7. 7. 17から7. 29までの整備作業の内容
H9. 2. 17	ボイラー維持管理について	設定変更
(不明)	洗煙設備整備作業	H9. 10. 17から11. 9までの整備作業の内容
(不明)	ボイラー薬注液及び保缶処理の変更について	H10. 2. 1からの変更に係るもの 希釈率、注入量変更等
H10. 8. 17	クリーンスケールC-112	(申立外業者作成のもの) 希釈の要否、投入頻度等
(不明)	洗煙設備整備作業	H10. 4. 6から4. 11までの整備作業の内容
(不明)	塩乾固熱風発生炉の運転・停止手順	
H11. 8. 17	湿式活性炭注入装置操作マニュアル	(申立外業者作成のもの)
H11. 11. 16	活性炭補充方法について	(申立外業者作成のもの)
H15. 9. 29	洗浄装置の運転変更について	灰の飛散対策としてテスト運転を行うこと等
H16. 4. 1	HCL・Nox計定期部品交換予定表	
H17. 4. 1	HCL・Nox計定期部品交換予定表	
H17. 7. 25	洗煙塔PH計スパン校正手順	
H18. 4. 1	HCL Nox計定期部品交換予定表	
H18. 9. 25	洗浄装置停止後の水処理について	焼却炉運転中に洗浄装置関係の薬品及び水処理を行う(協和) ・循環受槽の水を廃液槽に入れる ・廃液槽を空にする(灰ピットへ) ・洗煙塔の廃液を廃液槽に入れる ・廃液槽を空にする(灰ピットへ) ・洗煙冷水塔の水を抜く(灰ピットへ) 等
(不明)	洗煙設備起動手順1(水運転)	
(不明)	洗煙設備起動手順2(通ガス運転)	
(不明)	洗煙設備通ガス開始操作手順	
(不明)	排ガス加熱用熱風発生炉起動手順 停止手順	

○中央制御室

日付	文 書 名 等	
(不明)	(1)ガス冷却塔苛性ソーダ注入について (2)ごみピット薬剤噴霧について	S61.9.1からの変更に係るもの
S61.12.30	排水処理施設の年末年始の処理及び確認	
S63.5.13	運転要項の変更について	運転停止時に係るもの
H2.9.20	ポンプ運転について	井戸ケーシング穴あきに伴う炉停止時の井戸ポンプの運転方法
H3.4.18	井戸設備運転について	運転停止の方法等
H6.7	停電及び異常時の操作マニュアル(電気)	
H7.12.14	ガス冷却噴射配管にスケールキラー設置について	スケールキラー納入仕様書・スケールキラー(物理的水処理装置)取扱説明書添付
H10.8	工場内消費電力低減について	節電(照明間引き箇所、エアコン設定温度等)
H11.4.28	1・4号炉IDF出口ダンパの取扱について	1・4号炉起動・停止時の手動ダンパの操作方法
H11.12.9	1 重油バーナー使用の際、下記用語を使用すること 2 焼却炉運転中、種々のトラブルにより炉の運転を停止したときは、ごみ投入停止の有無を作業日報に記入のこと	「着火」、「再着火」、「助燃」「停止助燃」「乾燥焚」の用語の使い方等
H12.1.28	稼動休止炉の誘引送風機(IDF)運転について	塩乾固用空気予熱器パイプ破損修理完了までの間の運転方法
H14.9.18	取扱説明書(エアサスペンション)	(申立外業者作成のもの)
H16.2.13	場外給湯の運転変更について	温水発生器の温水温度低下に伴う運転変更
H16.8.13	尿素貯槽ヤードの招集作業について	悪臭による不快感低減のための定期掃除等の際に消臭作業を行うこと
H17.1.24	汚泥貯槽清掃連絡事項(27日)	汚泥の量を減らすこと 灰ピットの水位を下げること 灰クレーンを移動すること 散気管点検清掃のため、整備班は準備すること ほか
H18.7.20	ダイオキシン類測定のお知らせ	生成防止剤の噴霧量、EP入り口温度の設定変更 CO濃度(目標値) 尿素噴霧停止 活性炭噴霧量の確認
(不明)	バーナー運転時の重油の使用について	バーナー運転時以外の重油元バルブ閉にすること 使用量の記録方法
(不明)	場外給湯配管の管理について(漏水時の緊急停止順序)	
(不明)	振動測定機器取扱い説明書	
(不明)	生成防止剤吹込装置現場操作方法	薬剤供給ブロワ停止による変更(現場での操作)
(不明)	○スクリーコンプレッサーの故障、警報表示リセットの方法 ○内容については報告して下さい	
(不明)	灰固化用コンプレッサー運転方法	
(不明)	雑用コンプレッサー故障と対策	
(不明)	DEPAC問題対策	No.2ダスト搬出コンベアが詰まった場合の操作方法
(不明)	3号炉耐久対策工事(回転火格子下部蒸気噴射装置)取扱説明	(申立外業者作成のもの)
(不明)	停電時の処置について	停電時の復帰手順
(不明)	火災報知機の操作方法	
(不明)	全停電マニュアル	
(不明)	塩乾固棟設備関係停電時処置	
(不明)	灰流し制御盤の取扱いについて	
(不明)	炉の記録計の取扱説明書	
(不明)	FAXの受信について	FAXの使用方法

施設組合の職員が協和の現場責任者を通さずに協和の従業員に対して行った発言

○中央制御室の担当者に対するもの

日時(曜日)	内 容
H14.7.13(土)	各ごみ焼却炉の電気集じん器の燃焼ガス通過設定温度200℃(通常220℃)に設定変更して下さい
H14.9.18(水)	各DEPAC出口空送配管ガラス管を時々掃除して下さい
H14.10.13(日)	4号炉炉内圧制御MV85%までで運転すること。各交代勤務班で4号炉の振動測定してください
H14.10.26(土)	振動、騒音測定を行っていますので、業者より連絡があれば、灰クレーンを使っていれば使用停止して下さい
H14.11.8(金)	洗煙塔内部圧力を正圧にならないように負圧で運転して下さい。
H14.12.14(土)	各焼却炉減温スプレー側面2本抜いています。 EP温度が250℃異常になったらスプレーを差して、250℃で維持している場合はそのまま
H14.12.30(月)	井戸ポンプ運転時間メーターの数値、炉停止後数値を記入してからリセットして下さい
H15.2.5(水)	明日塩乾固設備No.1薬品混合槽清掃のため、灰ピットに汚泥を捨てるので、ポンプ層に汚泥が入らないように灰で堤防を作ることを7時から3時までの勤務班へ申し送るように
H15.2.14(金)	4号炉IDF振動計縦揺れ、横揺れ数値が30以上になった時は計測器のネジが完全にしまっているか確認して、再度計測して下さい。なお、うす炊(ごみ焼却量を減らすこと)等やっても数値が変化しない場合(30以上)、焼却炉を停止して下さい
H15.2.15(土)	4号炉IDF振動計現場(直接現場での測定値)と中央制御室の数値が合っているか確認して下さい。(7時～15時勤務、15時から23時勤務で2回ぐらい)
H15.2.19(水)	洗煙塔PH計の洗浄用塩酸は、塩酸5リットル水15リットルで入れて下さい
H15.3.24(月)	灰固化設備コンプレッサー稼働しているか、1時間に1回見に行ってくれ
H15.6.11(水)	3号炉誘引送風機6月12日午前8時に停止し、誘引送風機出口ダンパを閉にするように
H15.7.10(木)	電気集じん器ロータリーバルブ異音が出るとき、炉を停止して下さい、また、何時間かかっても、修理できる場合は、分解して修理するように
H15.7.22(火)	各ごみ焼却炉、誘引送風機軸受温度36℃位に調整してください。現状は冷却水調整バルブ2回転開けています
H15.9.6(土)	ごみ焼却炉、炉内燃焼温度を800℃以下にしない様に、それ以下になった場合はチャート紙(ごみ焼却炉の各部分を通る時の温度の連続記録用紙)に理由を記入するように
H15.9.11(木)	1号炉電気集じん器チェーンコンベア駆動モーターの保護カバーが振動のために反響音が出るために取り外してくれ
H15.9.27(土)	4号炉Nox制御設定値を180ppm～200ppmに変更するように
H15.10.4(土)	来週いっぱい配管工事のため、尿素を発注しないように
H15.10.26(土)	4号炉No.2炉温調節ダンパ現場開度を30%に調整して、開度を調節するためのモーター取り外しています。運転管理記録用紙には、30%で記入するように
H15.11.7(金)	3・4号炉NOx計11月9日に、業者が修理に来ます
H15.11.12(水)	焼却炉停止時、新温水循環ポンプを停止するときの入口弁、出口弁の操作については(現在は開けたまま)、後日(申立外業者)に確認し連絡します
H15.11.15(土)	1号炉運転操作説明は、16日、22日に行います
H15.11.26(水)	新温水循環ポンプ出口圧力計の指示が振りだしたら、ストレーナーを掃除するように
H15.12.10(水)	灰固化(集じんされた灰を薬品を加えて固めること)装置異常警報が出て、灰固化コンプレッサーが停止した場合、コンプレッサーのモニターの表示を確認して時間と表示内容を書くように
H16.1.30(金)	振動計、校正するために修理に出しています
H16.2.11(水)	各焼却炉CO値(一酸化炭素濃度)が高くなってきたら、炉前のエアノズルを入れるように
H16.2.15(日)	毎時間風向計(煙突から出るガスの向きを知るため)も運転管理日誌に記入するように
H16.2.26(木)	4号炉の焼却炉内の壁に空冷で冷やす装置の温度を制御するダンパ(開閉する装置)を60%～100%(全開)にする
H16.3.11(木)	1号炉、No.1電気集じん器シリコン整流器前室、後室電流値を変更前室300ミリアンペア、後室280ミリアンペア、 2号炉No.2電気集じん機前室300ミリアンペア、後室240ミリアンペアに変更するように また、電流計の針が振れるようだったら、止まるまで、電流値を下げるように
H16.3.15(月)	焼却炉の排ガス温度を測る端末の機械(熱電対)1～3号炉用今月中に入荷予定です

日付	文 書 名 等	
(不明)	塩乾固用廃熱ボイラー起動手順	
(不明)	ボイラー蒸気圧力制御(ガス冷却水低減対策)運轉手順	
(不明)	オートソフナー(全自動軟水機)取扱説明書	(申立外業者作成のもの)
(不明)	洗煙設備運轉日誌における塩乾固用廃熱ボイラー給水積算の記入について	メーターの記入内容(桁とり及び桁数)の統一
(不明)	排ガス加熱用熱風発生炉故障警報について	警報と復帰について
(不明)	塩乾固用廃熱ボイラー停止手順	
(不明)	洗煙設備停止手順1(通ガス停止)	
(不明)	洗煙設備停止手順2(水運轉停止)	
(不明)	洗煙設備通ガス停止操作手順	
(不明)	排ガス加熱用熱風発生炉異常停止時のリレーチェック	
(不明)	自動校正付きPH計	保守の方法
(不明)	プレート式熱交換器の始動と停止等	
(不明)	塩乾固及びボイラ設備の運轉について(緊急停止異常時の対応について)	
(不明)	Nox制御調節計瞬時値表示手順	
(不明)	2号Nox、O2、CO校正手順	
(不明)	排ガス洗浄装置 洗煙塔電磁濃度計 取扱説明書	
(不明)	焼却設備用排ガス中塩化水素濃度計取扱説明書	

○プラットフォーム・破砕機・排水処理担当

日付	文 書 名 等	
(不明)	破砕機運轉について	破砕機停止時及び開始時の方法
(不明)	排水処理設備 運轉管理について	運轉手順、管理方法等
(不明)	排水処理施設異常警報における原因及び処置について	異常の原因と対応方法

日時(曜日)	内 容
H17.7.22(金)	停止炉の電気集じん機の各つい打を数分間するよとの指示
H17.7.22(金)	3号炉空気予熱器、出口ダンパ故障の為、現場にて手動で操作してください
H17.8.4(木)	灰固化行きコンプレッサー配管、接続部バルブ開、振動、異音があれば連絡してください
H17.8.8(月)	ガス洗煙装置(排ガス加熱用熱風発生炉)温度設定を変更しました、350度～280度に変更
H17.9.9(金)	風向きが良ければ3号炉のゴミ投入停止予定AM9時 施設組合に連絡してから
H17.9.16(金)	停止中の電気集じん機、放電局、集じん極の灰落とし装置は各直で運転してください
H17.9.17(土)	4号炉ガス冷却の噴射水加圧ポンプベアリング異音の為ポンプ切り替え、ベアリングを交換予定
H17.10.3(月)	・前回の言っていたアスベストの検査結果が出ました、アスベストは検出されませんでした、通常通り作業をお願いします、 ・各焼却炉の焼却量を増やしてください
H17.10.11(火)	・4号炉の電気集塵機の整流器の温度点検時に冷却ファンの作動がしているか確認をお願いします
H17.10.24(月)	1号炉の灰出し装置(ダンピング)の油圧配管の修理(業者)時々オイル漏れを確認してください
H17.10.27(木)	4号炉ガス冷却用噴射水加圧ポンプNo.1修理完了
H17.11.9(水)	灰固化装置主幹ブレーカー切りモーター故障業者が修理します
H17.11.10(木)	排ガス加熱用熱風発生炉のバーナー設定温度350度～320度に変更しました
H17.11.18(金)	排ガス加熱用熱風発生炉のバーナーの設定温度を320度～300度に変更
H17.12.12(月)	各電気集じん機の灰落とし装置を手動で10回以上を打つように
H17.12.17(土)	・排ガスを洗浄する装置の冷却用のファンの開け閉めの調整を70%～80%に変更 ・共通の煙道の継ぎ目の水抜きバルブ閉、排ガス測定器のバルブ開水を4箇所抜いて下さい
H17.12.26(月)	1号炉～4号炉の電気集じん機の灰を灰固化装置に搬送する装置を29日の朝8時に停止及び灰を固める装置に貯まっている灰を出し切るように
H18.1.6(金)	排ガス噴霧の薬剤、尿素水の発注、11日に入荷
H18.1.31(火)	1号炉の電気集じん機の工事終了に伴い、放電極の灰落とし装置の運転
H18.2.2(木)	コンプレッサーのエア抜き弁、各直の班で点検時にエアを抜いて下さい
H18.2.9(木)	1号炉～4号炉電気集じん機温度、220度～200度に設定温度を変更
H18.2.15(水)	排ガス測定器のガス吸入管等が詰まって汚れた場合、(施設組合職員)に連絡してください、超音波洗浄をするために。
H18.2.20(月)	排ガス測定器のガス採取器のフィルター掃除及び調整を22日にしてください
H18.2.21(火)	・測定が終わってもCOに注意してください ・電気集じん機温度設定は夜勤班で戻してください ・活性炭の噴霧量を17時に元に戻してください ・排ガスに薬剤を22日朝8時に噴霧してください ・薬剤吹き込み装置周波数を43HZ～12HZに変更 ・活性炭の噴霧量、44.4～22.2kg/h ・各焼却炉 電気集じん器設定温度、200度～220度に変更
H18.2.23(木)	1、4号炉の電気集じん機温度を変更、16時30分～ 設定温度220度～235度、高レベル240度～255度 低レベル205度～220度 温水タンクの温度が低いため
H18.6.23(金)	電気集じん機温度設定変更 設定温度220度～200度に変更、高レベル240度～220度、低レベル205度～190度 焼却炉炉内温度900度で燃やすように、(6月26日の17時まで) 6月26日朝、テレビ局が来る予定 見学ルートを掃除するように
H18.6.26(月)	電気集じん機入り口ガス温度設定を戻す。 1～3号炉集じん器設定、高レベル220度～240度、低レベル190度～205度、設定温度220度に設定 4号炉集じん器設定、高レベル220度～250度、低レベル190度～215度、設定温度230度に変更
H18.6.29(木)	4号炉用の電気室のクーラーが不調で時々停止しているので注意してください、また、復帰して運転してください。
H18.6.30(金)	中央操作室の温度設定を28度以下でもよい
H18.7.11(火)	6月23日灰固化装置のモーター故障、モーターは修理しない。
(不明)	洗煙装置の運転・停止の指示
(不明)	1時間あたりのゴミ焼却量が多いとか少ないとかという指示
(不明)	洗煙装置の排ガス加熱熱風発生炉の外気温度により温度設定の変更(灯油節約のため)の指示
(不明)	洗煙装置の活性炭噴霧量の設定
(不明)	洗煙装置の冷却ファンの周波数を電気量節約のため変更するように。

日時(曜日)	内 容
H16.3.20(土)	制御室横の電気室(動力用変圧器盤内の換気扇が異音で停止)盤内の温度計に注意してください、クーラーを強にしています
H16.4.5(月)	尿素水の発注について、13日まで入荷が出来ない契約になっているので、なくなったら停止してください
H16.4.7(水)	灰固化装置のタイミングベルトの在庫が1本になったら発注してください
H16.4.16(金)	灰固化装置が止まったので明日にでも一度タイマーが動いているか確認してください、調子が悪い場合は交換を予定
H16.5.5(水)	灰固化用、空気貯蔵タンクの水抜き各直1回行ってください
H16.6.12(土)	灰固化用のコンプレッサーの主機はN01でお願いします、連絡があるまで
H16.6.19(土)	溶解槽の攪拌ポンプNo1をメーカーが点検済、使用OK
H16.6.29(火)	集じん器温度設定220度~200度、上限240度~220度、下限205度~190度に変更しました
H16.7.1(木)	井戸水の除鉄装置横、調整バルブ調整中、水量が万一、不足の場合はバルブ(栓)を開けてください
H16.7.2(金)	薬剤吹き込み装置の周波数を変更しました、空気圧はそのまま
H16.7.2(金)	井戸水の除鉄装置横、調整バルブ(栓)全開にしました
H16.7.5(月)	4号炉側、電気室クーラー警報が出たら1回切って5分ぐらいおいて再運転してください、再三警報が出るときは扇風機で風を送ってください
H16.7.5(月)	4号焼却炉、ガス冷却の減温スプレー抜きました、ガス冷却棟に12本指しています、これで集じん器温度が上がらないようでしたらポンプをオーバーホールします、廃水処理棟に汚水が多いので
H16.7.6(火)	・灰固化装置用のコンプレッサー点検、修理中、灰固化装置への灰搬送装置(DEPAC)停止、調湿器の運転 ・当分の間、各炉の調湿機の運転をお願いします、N02コンプレッサー不良のため
H16.7.7(水)	N02の尿素用コンプレッサー故障のため、ブレーカー切
H16.7.15(木)	各焼却炉の尿素水噴霧は噴霧量が上がっても良いので自動で運転してください
H16.8.13(金)	1~4号炉、排ガス測定器(NOX計)設定値を250にしました
H16.11.9(火)	No2の雑用コンプレッサー過電流15時40分、復帰16時30分、再度過電流が出た場合は、そのまま停止してバルブ(栓)を閉めてください
H16.12.29(水)	灰ピットの灰搬出は30日で年内終了のため、30日は12台搬送します
H16.12.29(水)	各焼却炉の排ガスに噴霧する尿素水ポンプの停止、タンクの栓を閉、ポンプの入り口の栓と出口の栓を閉める、尿素井水タンクの栓を閉める
H17.1.13(木)	1~3号炉用No1ガス冷却用噴射水加圧ポンプのオーバーホールのためブレーカー切
H17.1.18(火)	・洗煙棟、循環受槽の水質計電極の予備はつねに1つは制御室においておくこと。取り替えてた場合は直ぐに施設組合に連絡すること
H17.2.2(水)	2号炉のIDF(吸引送風機)の試運転は18日にします、振動測定もそれまで最低の回転で運転をお願いします
H17.2.7(月)	2号炉、電気集じん機の放電極の灰落とし装置を各班で5分間運転してください
H17.2.9(水)	地域周辺の畑町行きの温水バルブを60度で開ける、52度で閉める
H17.2.16(水)	省エネ・節電(地球温暖化対策の京都議定書効)
H17.2.25(金)	灰貯留槽への搬送装置のレベル計のダイヤルには触らないように
H17.3.2(水)	チェックシート(井戸除鉄装置)圧力計の表示どおりに書いてください、kg書かないようにお願いします
H17.4.5(火)	ゴミクレーン2号は荷重計不良で修理中につきゴミを投入時は1号クレーンをお願いします
H17.4.13(水)	・排ガス噴霧薬剤(尿素水)残量が8㎡になったら尿素ポンプを停止してください ・4号炉、炉運転中電気集じん機のスクリーコンベヤーの灰落とし装置を各班で2回ぐらい運転にしてください
H17.5.18(水)	1号炉の炉の温度調節機の開度調節モーター取替え
H17.5.27(金)	ゴミが足りない場合は1号炉を停止してください
H17.6.20(月)	炉運転中の各炉の尿素水噴霧流量を少量にするように指示(焼却灰がアンモニア臭のため)
H17.6.20(月)	各炉、薬剤噴霧(尿素水)流量は少量でお願いします(灰臭のため)
H17.6.24(金)	洗煙装置、再度異常停止した場合は再運転せずに停止してください
H17.6.25(土)	雑用コンプレッサーNo1、スチームトラップ不良のため、各班1回手でドレンより水を抜いて下さい
H17.7.10(日)	4号炉階段の火災報知器が再三誤作動する場合は報知器を左側に回して外してください、外した場合は(施設組合職員)に連絡してください又、(施設組合職員)にも連絡するように

○整備担当に対するもの

日時(曜日)	内 容
H13.12.3(月)	正門より岸和田ゆき温水配管(地域住民の家行き配管)交換するように
H13.12.29(土)	工場(正門前)府道横、溝泥上げ掃除を指示
H14.1.24(木)	排水処理汚泥槽の散気管が目詰まりの為掃除、配管の一部を交換するように
H14.3.16(土)	15時ごろピット前4番扉が破損した為修理指示
H14.4.19(金)	13時から排水処理ろ過剤及び砂の補充を17時までに行うように
H14.6.27(木)	工場内専用の灰皿作成を指示
H14.7.29(月)	排水処理下水用ストレーナーを取り付けるように
H14.10.2(水)	場外温水配管修理指示
H14.10.10(木)	排水処理各水槽の点検、掃除を10日にするように指示 11日にろ過器にアンスラ(ろ過材)砂の補充を指示
H15.1.18(土)	カレット置き場(空き缶や瓶をおくところ)の外壁に看板(ゴミ検査予告看板)取り付けのように
H15.5.30(金)	洗煙冷水塔用ろ過器のろ過材交換(4台)するように
H15.10.28(火)	午後1時から排水処理のろ過器にアンスラ(ろ過材)及び砂の補充を午後5時までするように指示
H16.1.8(火)	午前9時に洗煙塔(煙をきれいにする塔)充填材(洗煙塔の水をろ過する部品)0.6立米補充するように指示
H16.4.6(火)	午後1時から排水処理のろ過器にアンスラ(ろ過材)及び砂の補充を午後5時までに行うよう指示
H16.6.15(火)	新工場建設地に植物用薬剤散布
H16.7.10(土)	灰クレーンバケットの交換をするように
H16.7.26(月)	2号炉誘引送風機振動が大きい為、工場周辺の住民に迷惑がかかるので、誘引送風機の羽を掃除するように
H16.9.2(木)	午前9時に1~4号炉用尿素ポンプ配管交換するように
H16.10.28(木)	新工場建設地での植物雑草刈り
H16.11.18(木)	洗煙用マンホールを作成するよう指示
H16.12.16(木)	冷水塔通路板張り替えを指示
H17.1.11(火)	午前9時に洗煙塔充填材の除去、交換作業を14日(金)午後5時までにするよう指示
H17.1.27(木)	塩乾固設備薬品混合槽修理を28日(金)までにするよう指示
H17.4.5(火)	午前9時に洗煙塔冷却器4月8日(金)午後5時まで修理するよう指示

○プラットホーム・破砕機・排水処理担当に対するもの

	内 容
	(申立外ごみ運搬業者)の車の中に持ち込み禁止の建築廃材(建築物の廃材)などが入っているみたいなので点検をお願いします。
	(車のナンバー)の車にテレビ、エアコン 受け取れないので持って帰ってもらうように
	(車のナンバー)の車のゴミの中に持ち込み禁止のゴミを沢山隠しているようなのでピット前にゴミを全部出して点検をお願いします
	(車のナンバー)の車の中に木の根(タンス、太い樹木等)が入っているようなので点検して、入っていれば別の場所(破砕機)に捨ててとってください
	(車のナンバー)の車に畳が3枚入っているので半分に切ってもらってください
	廃乾電池を(日付)に引き取りに来るので、引き取り業者がすぐにトラックへ乗せられるように整理をしてください
	廃蛍光灯を業者が引き取りに来ます
	(日付)に廃タイヤを取りにくるので、すぐに出せるように準備をお願いします。
	(日付)に廃バッテリーを取りに来ます
	この前からフォークリフトの調子が悪いと協和従業員から聞いていたので、明日、リフトの修理業者が来るのでお願いします
	・リーチローダー(重機)の月例点検があるので(日付)をお願いします。 ・リフトの月例点検が(日付)にあるのでお願いします
H18.8.18(金)	午後5時以降、今日は無人になるので安全上のため、第一原水、ろ過、再利用ポンプを停止して下さい
H18.8.21(月)	塩化第二鉄、施設内の他のタンクにあるので発注しません。もしもの時は、(施設組合職員)が調整若しくは(協和の従業員)に指示します

